

東京都 家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業

助成金申請の手引き

(平成 31(2019)年 4 月)

※ 本事業は、平成 28～31(2016～2019)年度において助成金交付申請を受け付けます。

(交付要綱の規定により、平成 31(2019)年度末までに事前の申請を行った場合、平成 33(2021)年 9 月 30 日まで助成金を申請できます。)

(お問い合わせ先・申請書の提出先)
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)

〒163-0810

東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10 階

電話:03-5990-5086 (スマートエネルギー助成金担当)

(受付時間) 月曜日～金曜日(祝祭日を除く)9:00～17:00

ホームページ <https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/>

当手引きは助成金申請に当たり、助成金交付の対象や手続き上の主な注意点を具体的に説明するものです。本手引きに記載がない事項については、実施要綱及び交付要綱並びに公社の定めるところにより運用されます。

《目次》

助成金を申請される皆様へ	1
《申請手続きの流れ》	2
○ 本手引きにおける参照ページ一覧	4
1.1 事業概要	5
1.2 助成対象者	6
1.3 助成対象機器等	7
(1) 蓄電池システム	7
(2) ビークル・トゥ・ホームシステム	8
(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)	9
(4) 太陽熱利用システム	9
1.4 助成対象経費	11
1.5 助成金の交付額	13
(1) 蓄電池システム	13
(2) ビークル・トゥ・ホームシステム	13
(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)	13
(4) 太陽熱利用システム	13
1.6 助成金交付の条件	14
1.7 助成金交付に係る一般申請	15
(a) 個人である所有者の方	17
(b) 個人に貸与する貸与者	19
(c) 法人である所有者	21
(d) 法人に貸与する貸与者	23
1.8 助成金の交付に係る事前申請	25
1.9 住宅供給事業者による交付申請の特例	28
1.10 手続代行者	32
2.1 交付決定及び交付額確定、助成金の支払	32
2.2 新築住宅等がしゅん工した旨の報告	32
2.3 管理、譲渡等の報告等	33
2.4 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等	33
2.5 処分の制限	34
2.6 交付決定の取消し	34
2.7 助成金の返還	34
2.8 違約加算金及び延滞金	35
2.9 他の助成金等の一時停止等	35
2.10 個人情報の取り扱い	35
3.1 申請様式の記載例・添付書類(個人申請の場合)	36
4.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)	47
5.1 申請書の送付先	59
(参考) 関連ホームページのご案内	60

助成金を申請される皆様へ

公益財団法人東京都環境公社(以下「公社」という)が実施する家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業につきましては、東京都の出えん金を基にした基金を財源としておりますので、社会的にその適正な執行が強く求められております。公社としましても、不正受給などの助成金に係わる不正行為に対しては厳正に対処いたします。

家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業に係る助成金を申請される方、申請後、交付が決定し助成金を受給される方におかれましては、以下の点につきまして、十分ご認識された上で、助成金の申請又は受給を行っていただきますようお願いいたします。

1. 助成金の申請者が公社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述があってはなりません。
2. 助成対象等の処分制限期間内に処分(助成金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとするときは、事前に処分内容等について公社の承認を受けなければなりません。なお、公社は、必要に応じて助成対象機器等の管理状況等について調査することがあります。
3. 公社は、申請者及び手続き代行者その他の関係者が、偽りその他の不正の手段により手続きを行った疑いがある場合は、必要に応じて調査等を実施し、不正行為が認められたときは、当該関係者に対し相当の期間、助成金の交付決定の停止等の処分を行い、その名称及び不正の内容を公表します。
4. 前記の事項に違反した場合は、公社からの助成金の交付決定及びその他の権利を取り消します。また、公社から助成金が既に交付されている場合は、その全額に加算金(年率10.95%)を加えて返還していただきます。
5. 助成金に係る不正行為に対しては、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

公益財団法人 東京都環境公社

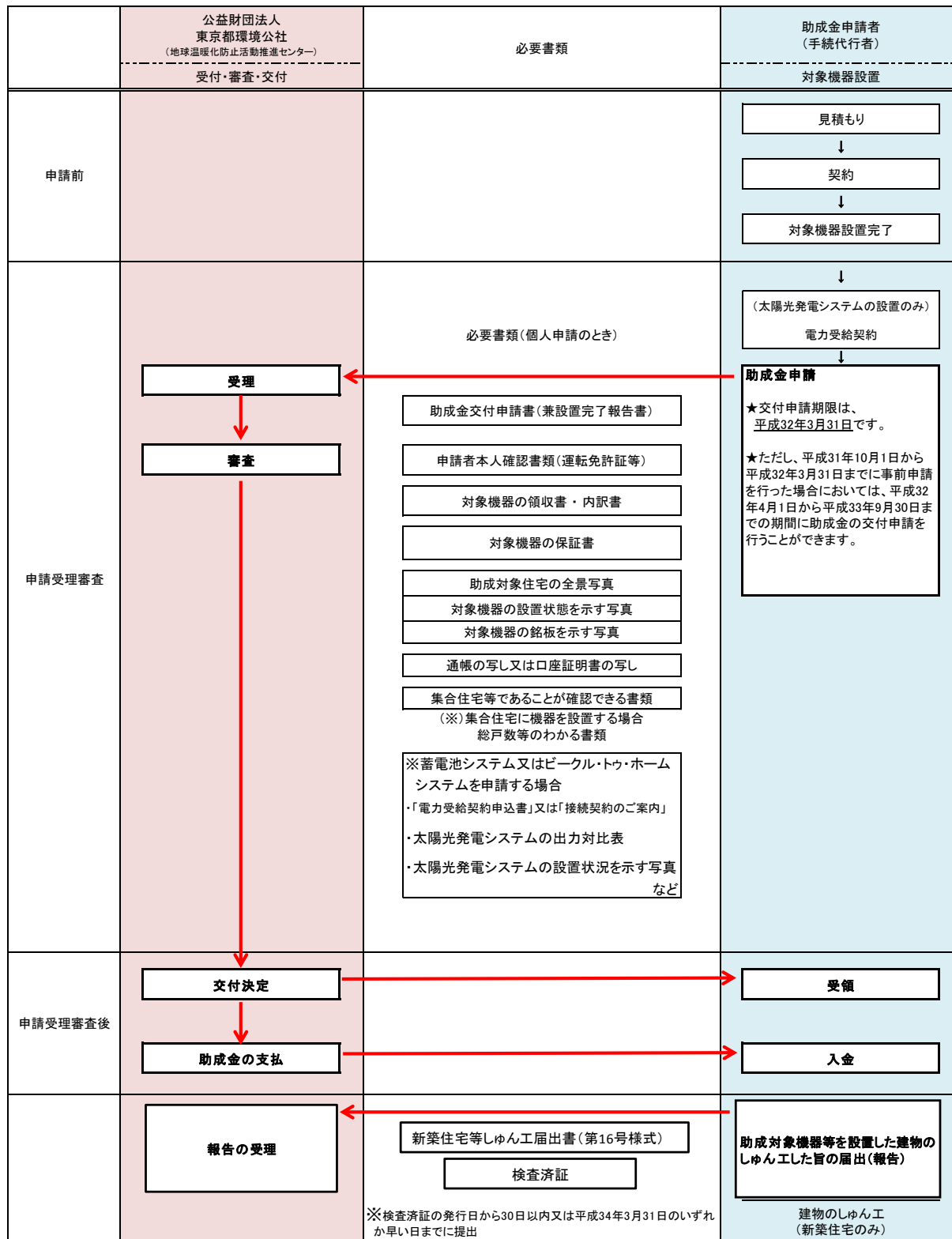
《申請手続きの流れ》

個人又は法人で申請される方は、
本ページ及び申請書類・必要添付書類リストをご確認ください。

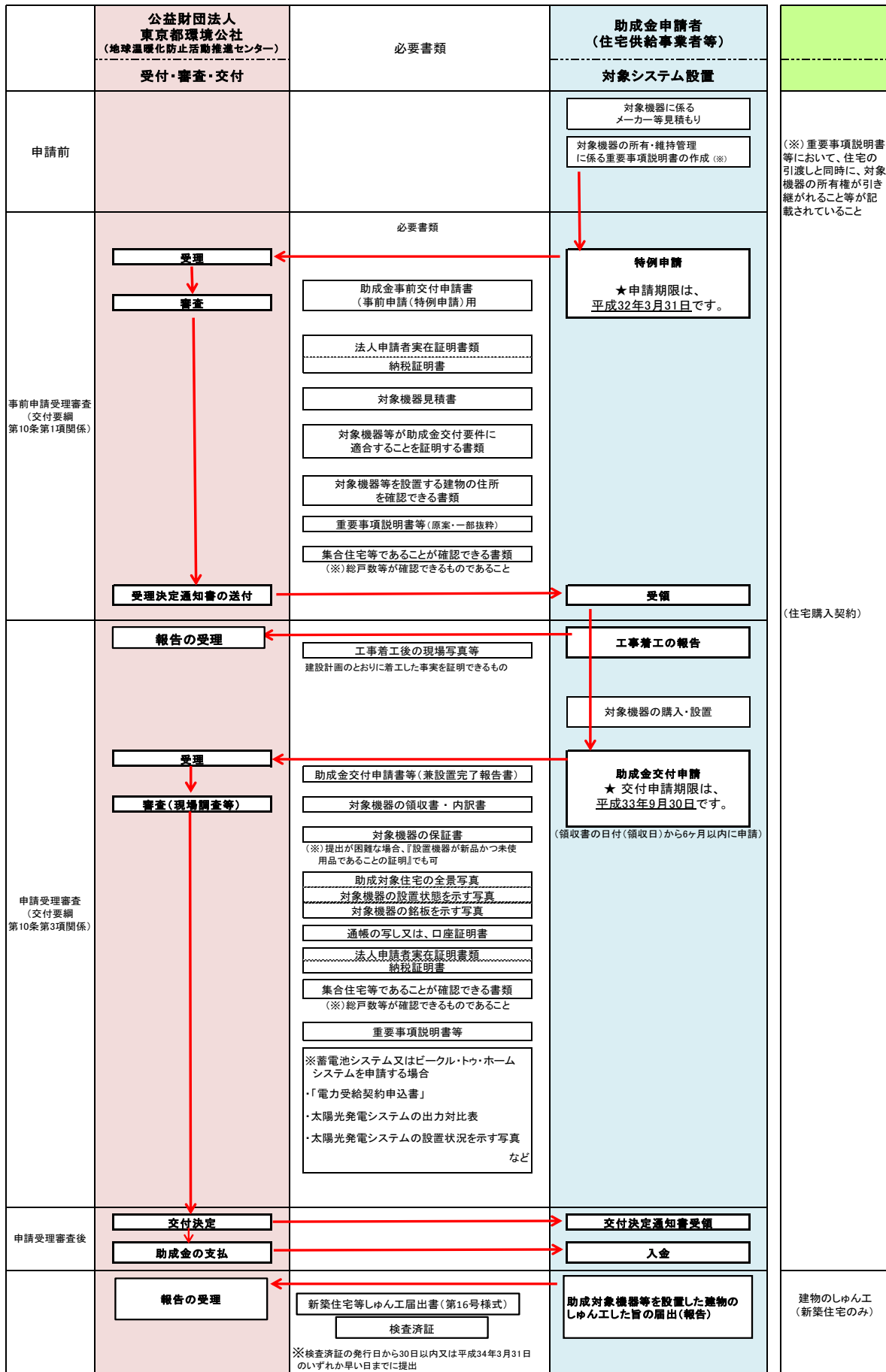
■申請手続きの流れ

※助成要綱第10条住宅供給事業者による特例申請の手続きの流れについては次ページ

【助成金交付要綱第9条関係】（個人・法人による設置後の申請）



【助成金交付要綱第10条関係】（住宅供給事業者による特例交付申請）



○ 本手引きにおける参照ページ一覧

本助成金は、蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池(エネファーム)、太陽熱利用システムの住宅用創エネ機器等を設置する個人や法人等に対して、その経費の一部を助成するものです。

助成対象者は、本手引きに記載する助成要件等を十分ご理解いただいた上で、以下の申請区分により、助成金の申請を行っていただくようお願いいたします。

◆ 助成対象者	…	6 ページ
◆ 助成対象機器	…	7～9 ページ
◆ 助成金の交付額	…	13 ページ
◆ 助成金交付の条件	…	14 ページ
◆ 申請金の交付申請書類	…	15 ページ
◆ 申請受付期間	…	16 ページ
◆ 申請書類リスト兼チェックリスト	…	17～24 ページ
◆ 申請書の送付先	…	59 ページ

◆ 下記①～④の各申請区分において、機器設置後に、助成金の申請を行うことができます。

① 個人の方が対象機器等を購入して、申請される場合

(個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 17、18 ページ
- ✓ 申請様式の記載例・添付書類(個人申請の場合)…本手引き 36～46 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 47 ページ～

② 個人の方がリース等を活用する場合

(リース事業者等との共同申請により、リース事業者等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 19、20 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 47 ページ～

③ 法人が対象機器等を購入して、申請される場合

(法人、マンション管理組合法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 21,22 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 47 ページ～

④ 法人がリース等を活用する場合

(リース事業者等との共同申請により、リース事業者等に対して助成金を交付します。)

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 23、24 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (必ずお読みください。)…本手引き 47 ページ～

◆ 以下の場合においては、機器の設置前に、助成金の事前の申請を行っていただくことを条件に、機器の設置後に交付申請を行うことが出来ます。

・事前申請

⇒会社が平成 32(2020)年 3 月 31 日までに一般申請をすることが困難と認めた場合、機器等設置前の事前申請をみとめます。

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 27 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (留意事項:必ずお読みください。)…本手引き 47 ページ～

・特例申請

⇒新築分譲住宅に、住宅供給事業者が機器の設置を予定する場合機器の設置後に、当該機器の所有権が住宅購入者等に承継されることを条件に、住宅供給事業者に対して助成金を交付します。

- ✓ 申請書類リスト兼チェックリスト…本手引き 30 ページ
- ✓ 申請書類を作成いただく前に (留意事項:必ずお読みください。)…本手引き 47 ページ～

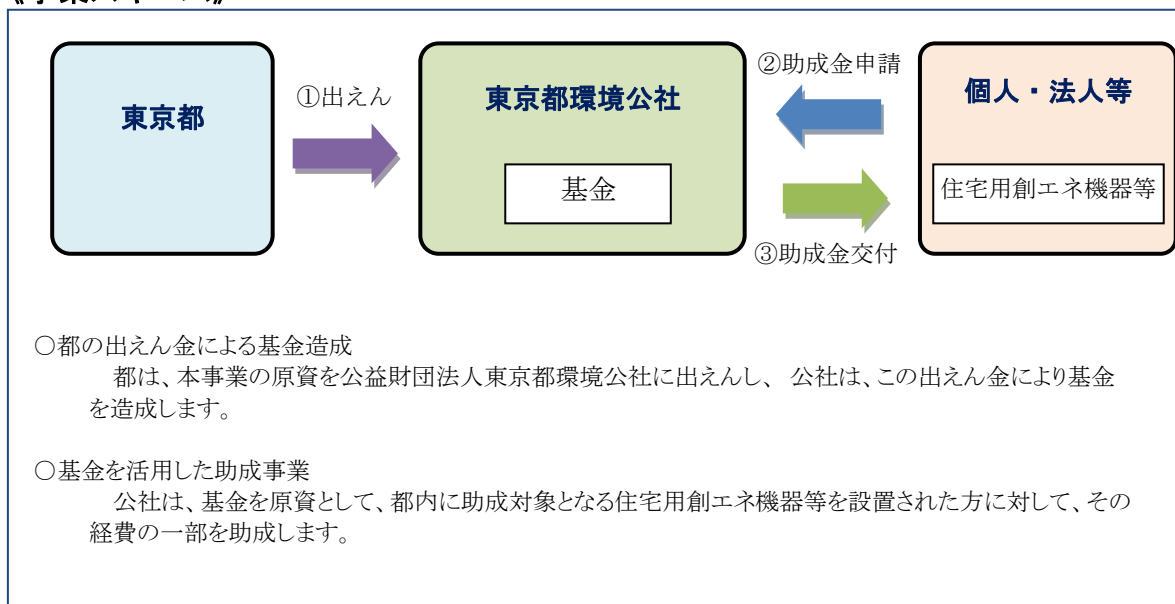
1.1 事業概要

《家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業について》

家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業(以下「本事業」という。)とは、公社が平成28(2016)年度から平成31(2019)年度において、住宅用創エネ機器等のうち、蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池(エネファーム)、太陽熱利用システムを都内の住宅に設置する方に対して、その経費の一部を助成することにより、家庭におけるエネルギー消費量の削減と非常時の自立性の向上を図ることを目的とするものです。

この事業の実施については、「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金実施要綱」(以下、「実施要綱」という。)及び「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付要綱」(以下、「交付要綱」という。)に基づいて行われますので、本事業に申請される方は、これらについてもご一読いただき、その内容を十分理解した上で、手続きを行ってください。

《事業スキーム》



1.2 助成対象者 (助成金交付要綱第3条参照)

公社が定める要件に適合する助成金の交付対象となる機器等(以下「対象機器等」という。)を所有し都内の住宅に設置する個人又は法人、所有する対象機器を他の者の住宅に設置するため当該住宅の所有者等に貸与する個人又は法人、その他マンション管理組合の管理者及び管理組合法人並びに住宅供給事業者が、本助成金の交付対象となる者(以下「助成対象者」という。)になります。

なお、国及び地方公共団体等の公的な団体は、助成金交付の対象とはなりません。

- * 助成対象者は、個人、法人を問いません。個人が申請する場合、リース事業者等が個人と共同で申請する場合、法人が申請する場合、リース事業者等が法人と共同で申請をする場合の、合計4パターン¹の助成金交付申請様式(助成金交付要綱:第1号様式～第4号様式)を定めています。助成対象者に対応する様式を使用し、交付申請を行ってください。(交付要綱第8条関係)
- * 都内にお住まいでない方であっても、都内に対象機器等を設置した場合は、申請可能です。
- * 本事業による助成金の申請は、原則、対象機器等の設置後に行っていただきます。助成対象者が当該機器を購入したことを証する書類(以下、「領収書等」という。)を提出できる場合に、申請を行うことができます。
(対象機器を購入した際の領収書の日付(領収日)が、平成28(2016)年4月1日から平成33(2021)年9月30日までのものが助成対象となります。ただし、領収書の日付(領収日)が平成32(2020)年4月1日以降のものについては事前申請又は特例申請が必要となりますのでご注意ください。)
- * 対象機器等から供給される電力等を使用する住宅において、当該助成対象者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得ている個人又は法人(住宅供給事業者を除く。)となります。
- * 対象機器等について、当該機器により供給された電力等が使用される住宅(以下「助成対象住宅」という。)の区分所有者全員の共有に属する場合には、当該建物における、建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第25条第1項の管理者又は同法第47条第2項の管理組合法人が助成対象者となります。
- * 賃貸住宅のオーナーが対象機器等を設置し、入居者が電力需給契約を締結している場合など、助成対象者と電力需給契約者は異なってもかまいません。ただし、この場合は、対象機器等を所有している賃貸オーナーが、申請するものとします。
- * リース等により対象機器等を設置した場合は、当該機器の所有権を有するリース事業者等を助成対象者とします。
- * 新築分譲マンション等については、助成対象住宅の所有者(住宅購入者)や管理組合等に対して、対象機器等の所有権が引き継がれることを証する書類(重要事項説明書等)が提出できる場合、住宅供給事業者による、対象機器設置前の特例申請が可能です。助成対象者は、第9号様式の助成金事前申請書(特例申請用)を使用してください。(交付要綱第10条関係) また、公社が特例申請の受理決定通知書を交付した案件について、対象機器等の設置後に、助成金の交付申請を行うことができます。(交付要綱第10条関係)

- * 税金の滞納がない者、暴力団員等でないこと、その他公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であることとします。(交付要綱第3条関係)

1.3 助成対象機器等 (助成金交付要綱第4、5条参照)

助成対象となる機器等(以下、「対象機器等」という。)は、以下の要件に適合するものとします。

なお、助成金の交付決定に当たっては、「1.6 交付の条件」に定める事項を満たすこととします。

(公益財団法人東京都中小企業振興公社が実施する助成事業において助成を受けたものを除く。

また、対象機器等に対して東京都出資の他の補助金・助成金を受けている場合、基本的には併給できません。ご確認ください。)

(1) 蓄電池システム

ア 国が、平成 28(2016)年度以降実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人環境共創イニシアチブ(以下、「**SII**」という。)により登録されているものであること。

・ SII ホームページ <https://sii.or.jp/>

イ 対象機器を購入した際の領収書の日付(領収日)が、平成 28(2016)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までのものであること。

(ただし、領収書の日付(領収日)が平成 32(2020)年 4 月 1 日以降のものについては事前申請又は特例申請が必要となりますのでご注意ください。)

ウ 太陽光発電システムが既に導入された住宅に設置する場合は、領収書の日付(領収日)が、平成 30(2018)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までのものであること。

(ただし、領収書の日付(領収日)が平成 32(2020)年 4 月 1 日以降のものについては事前申請又は特例申請が必要となりますのでご注意ください。)

エ 都内に新規に設置されたものであること。

オ 未使用品であること。

カ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。

キ 太陽光発電システムと同時期に導入、又は既に導入されていること。

※太陽光発電システムの領収書の日付(領収日)又は引渡日等が蓄電池システムの領収書の日付(領収日)から3ヶ月以内であること。

※太陽光発電システムについては、当該システムを構成するモジュールが次のいずれかの認証を受けていること。

(ア) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による認証

・ JET ホームページ <http://www.jet.or.jp/products/solar/>

(イ) 国際電気標準会議(IEC)の IEC61646-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証。

※既に太陽光発電システムを導入している場合で、上記(ア)又は(イ)のいずれの認証を受けておらず、かつ過去に国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社により住宅用太陽光発電システムの助成金の対象であった場合は、当該助成金の交付決定通知書(写し)、又は売電明細等(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを証する)を提出することにより、助成要件を満たすこととします。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される電力を使用する場合も対象となります。

- * 対象機器等を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。

- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書4/4ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

(2) ビークル・トゥ・ホームシステム

ア 国が平成 26(2014)年度以降実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人次世代自動車振興センターにより登録されているもの又は同等程度の性能を持つもので公社が認めるものであること。

・一般社団法人次世代自動車振興センターホームページ <http://www.cev-pc.or.jp/>

イ 対象機器等を購入した際の領収書に記載された日付(領収日)が、平成 28(2016)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までのものであること。

(ただし、領収書の日付(領収日)が平成 32(2020)年 4 月 1 日以降のものについては事前申請又は特例申請が必要となりますのでご注意ください。)

ウ 太陽光発電システムが既に導入された住宅に設置する場合は、領収書の日付(領収日)が、平成 30(2018)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までのものであること。

(ただし、領収書の日付(領収日)が平成 32(2020)年 4 月 1 日以降のものについては事前申請又は特例申請が必要となりますのでご注意ください。)

エ 都内に新規に設置されたものであること。

オ 未使用品であること。

カ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。

キ 太陽光発電システムと同時期に導入、又は既に導入されていること。

※太陽光発電システムの領収書の日付(領収日)又は引渡日等が蓄電池システムの領収書の日付(領収日)から3ヶ月以内であること。

※太陽光発電システムについては、当該システムを構成するモジュールが次のいずれかの認証を受けていること。

(ア) 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による認証

・JET ホームページ <http://www.jet.or.jp/products/solar/>

(イ) 国際電気標準会議(IEC)の IEC61646-PV-FCS 制度に加盟する海外認証機関による認証。

※既に太陽光発電システムを導入している場合で、上記(ア)又は(イ)のいずれの認証を受けておらず、かつ過去に国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社により住宅用太陽光発電システムの助成金の対象であった場合は、当該助成金の交付決定通知書(写し)、又は売電明細等(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを証する)を提出することにより、助成要件を満たすこととします。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される電力を使用する場合も対象となります。
- * 対象機器等を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。

- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器等から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書4/4ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)

ア 家庭用燃料電池(エネファーム)は、国が平成 28(2016)年度以降実施する補助事業における補助対象機器として、一般社団法人燃料電池普及促進協会(FCA)により登録されているものであって停電時発電継続機能(※)を有するものであること。

(※)当該機能が外付け型の場合も助成対象となります。

・FCA ホームページ <http://www.fca-enefarm.org>

イ 対象機器を購入した際の領収書に記載された日付(領収日)が、平成 28(2016)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までのものであること。

(ただし、領収書の日付(領収日)が平成 32(2020)年 4 月 1 日以降のものについては事前申請又は特例申請が必要となりますのでご注意ください。)

ウ 都内に新規に設置されたものであること。

エ 未使用品であること。

オ 対象機器から供給される電力が、住宅の住居の用に供する部分(当該部分に付属するエレベーター等の施設を含む。)で使用されていること。

- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される電力を使用する場合も対象となります。
- * 対象機器等を電力の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、電力を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器等から供給される電力を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で電力が使用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書4/4ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

(4) 太陽熱利用システム

ア 太陽熱利用システムは、集熱器が日本工業規格の JIS A 4112 に規定する基準相当の性能を持つものとして公社が認めるものであること。(ただし、自然循環型(太陽熱温水器)を除く)

(※)例:太陽熱利用システムが一般財団法人ベターリビングの優良住宅部品認定を受けているもの
 ・一般財団法人ベターリビングホームページ <http://www.cbl.or.jp/>

イ 対象機器を購入した際の領収書に記載された当該書類の日付(領収日)が、平成 28(2016)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までのものであること。

(ただし、領収書の日付(領収日)が平成 32(2020)年 4 月 1 日以降のものについては事前申請又は特例申請が必要となりますのでご注意ください。)

- ウ 都内に新規に設置されたものであること。
- エ 未使用品であること
- オ 対象機器から供給される熱が、住宅の住居の用に供する部分で使用されていること。

- * 集合住宅の共用部に設置する場合には助成対象外です。
- * 法人が所有、管理する住宅(賃貸住宅、社宅等)の住居の用に供する部分に対象機器等から供給される熱を使用する場合も対象となります。
- * 対象機器等を熱の使用場所ではない住宅又は事業用建物等に設置し、熱を住宅の住居の用に供する部分へ引き込む場合も、助成対象となります。
- * 店舗兼住宅や診療所兼住宅等に対象機器等を設置し、店舗又は診療所等のみで対象機器等から供給される熱を使用する場合は、住宅の住居の用に供する部分で熱が使用されていないため、助成対象となりません。
- * 対象機器等を共有名義の住宅等に設置した場合は、全ての共有者が対象機器等の設置について承諾していることを確認してください。助成金を申請する方は、これら全ての共有者の方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。(助成金交付申請書4/4ページ目に記載されている<同意事項>を必ず確認してください。)

1.4 助成対象経費（助成金交付要綱第6条参照）

助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、次の経費であり、公社が必要かつ適切と認めたものとします。

(1)蓄電池システム

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）（注1）

(2)ビークル・トゥ・ホームシステム

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）

(3)家庭用燃料電池（エネファーム）

機器費（設備機器の購入等に要する費用。工事費・消費税除く。）（注2）

(4)太陽熱利用システム

機器費及び工事費（消費税除く。）（注3）

（注1）蓄電池システムの助成対象経費

蓄電池システムの機器費（設備機器の購入等に要する費用）

蓄電池部（リチウムイオン蓄電池）と電力変換装置（インバータ、コンバータ、パワーコンディショナ等の助成対象機器に付随するものに限ること。）の両方を備えたもの。

※付帯設備（キュービクル、計測・表示装置等）、工事費（基礎工事、据付・配線工事等）は除きます。

（注2）家庭用燃料電池（エネファーム）の助成対象経費

費目	助成対象設備	助成対象経費
機器費	燃料電池ユニット	燃料電池ユニット本体（燃料処理装置、空気供給装置、スタック、インバータ、熱回収装置、脱硫器、パワーコンディショナー、水処理装置、同梱品の電流センサー（CTセンサー）、燃料電池運転操作等）及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	貯湯ユニット	貯湯ユニット本体（貯湯槽、貯湯槽一体型バックアップバーナー、貯湯ユニット制御装置等）及び特殊排気カバーの購入に要する経費、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用
	付属品他	貯湯槽分離型バックアップバーナー、台所リモコン、風呂リモコン、配管カバー、据置台の購入及び製造事業者もしくは機器販売会社が行う燃料電池システム試運転に係る費用、寒冷地及び塩害対策仕様に係る費用

※設置に要する以下の工事費は助成対象とはなりませんのでご注意ください。

（助成対象外の経費）

工事費	配線・配線器具の購入・据付	分電盤、消費電力計測信号線（CT線）、同梱品以外の電流センサー（CTセンサー）、リモコン配線、発電電力供給電線、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナー電源用屋外コンセント、貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナー電源線、ユニット間通信線、貯湯槽分離型バックアップバーナー通信線、アース線及び前記電気設備の設置に係る付属部材、電気支持部材及び前記設置等に係る人件費
	配管・配管器具の購入・据付	ユニット間の熱回収配管、貯湯槽分離型バックアップバーナー接続配管、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップバーナー接続配管用継ぎ手、熱回収配管及び貯湯槽分離型バックアップバーナー接続配管固定用部材、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナーの排水配管（オーバーフロー配管及びドレン配管）及び配管設備の設置に係る付属部材、配管支持部材及び前記設置等に係る人件費
	上記工事に付随するその他工事	燃料電池ユニット及び貯湯ユニット及び貯湯槽分離型バックアップバーナーの基礎（プレキャスト基礎、現場打設又はゲタ基礎）及びアンカーボルト、機器の搬入据付（重機及び重量とび等による特殊搬入費用を含む）、搬入経路確保に要する費用、設置に必要な支持部材、配管カバー、据置台、リモコン及び特殊排気カバーの取付費用、寒冷地及び塩害対策に係る費用、設置工事会社が行う試運転、系統連系協議書類作成及び立会い費用、前記設置等に係る人件費及び諸経費（直接経費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費、間接経費等）

* 家庭用燃料電池（エネファーム）設置工事に直接関係しない経費として、助成対象外となる経費の例

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| × 既設給湯器、エアコン室外機等の撤去費用 | × 衛生器具設備工事 |
| × 暖房配線・配管工事 | × 追い焚き配管工事 |
| × 給水・給湯配管工事 | × ガス配管工事 |
| × バルク供給システム設備工事 | × 助成対象機器の輸送・運搬費 |
| × 家のしゅん工検査立会い費 | × 本助成金の申請手続きに係る経費 |
| × 助成対象機器等のメンテナンス経費 | |

(注3) 太陽熱利用システムの助成対象経費

(助成対象経費)

費目	助成対象経費	
機器費	助成対象事業に必要な本体機器(集熱器及び蓄熱槽)の設置に必要な経費	
	附属機器	(集合住宅に設置する場合) 助成対象事業に必要な集熱配管、制御装置及びこれらに付帯する設備の購入、製造及び架台等の据付に必要な経費 (戸建住宅に設置する場合) 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費
工事費	(集合住宅に設置する場合) 助成対象事業の実施に不可欠な配管、配電等の工事に必要な経費 (戸建住宅に設置する場合) 対象機器、配管化粧カバー等の設置の工事に必要な経費	

(助成対象外経費)

費目	助成対象外経費	
機器費	(集合住宅に設置する場合) 土地の取得に必要な経費、賃借料(リース代)及び補助熱源機の設置に必要な経費 (戸建住宅に設置する場合) 補助熱源機、蓄熱コンクリートなどく体を利用する部分の設置に必要な経費	
工事費	(集合住宅に設置する場合) 基礎工事については機器の基礎以外の工事に必要な経費、足場の設置に必要な経費 (戸建住宅に設置する場合) 太陽熱利用システムの設置に直接関係のない工事費	

※ 補助熱源機が貯湯槽と一体であり補助対象経費を特定できない場合、補助熱源の種類により、助成対象経費から次に示す一定額を控除します。

補助熱源の種類 控除額

1	潜熱回収型でない給湯器を含むもの(3の項に掲げるものを除く)	7万円
2	潜熱回収型の給湯器を含むもの	10万円
3	ヒートポンプ式の給湯器を含むもの	20万円

1.5 助成金の交付額 (助成金交付要綱第7条参照)

本助成金の交付額は、対象機器等の種類ごとに、次に定める金額とします。

(1) 蓄電池システム

- (ア) 助成対象機器等の領収書の日付(領収日)が平成31(2019)年3月31日以前の場合。
- ・助成対象経費の6分の1の額(千円未満切り捨て)とします。
 - ただし、1戸当たりの上限額は次のいずれか小さい額とします。
- ① 1kWh当たり40,000円に、SIIに登録された蓄電容量(キロワット時を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額
 - ② 240,000円
- (イ) 助成対象機器等の領収書の日付(領収日)が平成31(2019)年4月1日以降の場合。
- ・助成対象経費の2分の1の額(千円未満切り捨て)とします。
 - ただし、1戸当たりの上限額は次のいずれか小さい額とします。
- ① 1kWh当たり100,000円に、SIIに登録された蓄電容量(キロワット時を単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額
 - ② 600,000円

(2) ビークル・トゥ・ホームシステム

- (ア) 助成対象機器等の領収書の日付(領収日)が平成31(2019)年3月31日以前の場合。
- ・助成対象経費の8分の1の額(千円未満切り捨て)とします。
 - ただし上限額は、1台当たり、50,000円とします。
- (イ) 助成対象機器等の領収書の日付(領収日)が平成31(2019)年4月1日以降の場合。
- ・助成対象経費の2分の1の額(千円未満切り捨て)とします。
 - ただし上限額は、1台当たり、300,000円とします。

(3) 家庭用燃料電池(エネファーム)

助成対象経費の5分の1の額(千円未満切り捨て)とします。

ただし、1台あたりの交付額の上限額は、戸建住宅に設置する場合は100,000円。集合住宅に設置する場合は150,000円とします。

(4) 太陽熱利用システム

- 助成対象経費※の3分の1の額(千円未満切り捨て)とします。
- ただし、1戸あたりの上限額は次のいずれか小さい額とします。
- (ア) 1㎡当たり6万円に、太陽熱利用システムを構成する集熱器の面積(平方メートルを単位とし、小数点以下第3位を四捨五入する。)を乗じて得た額
 - (イ) 戸建住宅に設置する場合は1戸当たり240,000円。集合住宅に設置する場合は1戸当たり150,000円

※太陽熱利用システムのうち補助熱源機以外の機器(蓄熱槽等)と補助熱源機が一体となっている場合には、補助熱源機を含む太陽熱利用システムに係る設置費及び工事費から次表に掲げる補助熱源機の種別に応じて控除した額を助成対象経費とします。

一 潜熱回収型でない給湯器を含むもの(三の項に掲げるものを除く)	7万円
二 潜熱回収型の給湯器を含むもの	10万円
三 ヒートポンプ式の給湯器を含むもの	20万円

1.6 助成金交付の条件（助成金交付要綱第14条参照）

助成金の交付決定に当たっては、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとします。

(1) エネルギー使用状況等の報告

申請者は、助成対象住宅における当該機器等設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、公社が報告を求めた場合は、これに応じることとします。

- * 対象機器設置後、概ね2年間経過した後に、公社より、『対象機器利用に関するアンケート』（仮称）を送付する場合があります。アンケート等の様式に沿って、電気使用量等の報告を行っていただくようお願いします。
- * 上記アンケートについて、申請者と対象機器等を使用する者が異なる場合は、助成金交付申請書に記載された、対象機器等使用者を代表する方に対して送付します。

(2) 現地調査への協力

公社は、対象機器等の設置状況や稼働状況について、助成金交付決定の前後において、現地調査等を行う場合があります。

申請者は、対象機器等から供給される電力等を使用する住宅にお住まいの方々に、その旨の承諾を得た上で、助成金の交付申請を行うものとします。（助成金交付申請書4/4ページ目に記載されている〈同意事項〉を必ずご確認ください。）

(3) 公社が求める情報の提供に関する協力

申請者は、公社が、本事業の目的を達成するために必要な資料及び情報等を求めたときは、公社の指定する期日までに公社に対して提供することに同意した上で、助成金の交付申請を行うものとします。

なお、申請者は、手続代行者を通じて、当該資料及び情報等を公社に提供させることができるものとします。

(4) 助成対象住宅の所有者の承諾

助成申請者以外の住宅等所有者がいる建物に助成対象機器等を設置する場合には、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請するものとします。（ただし、住宅供給事業者が助成金交付要綱第10条に基づき申請する場合は除きます。）

(5) 安全性等の確認

助成対象機器等について立地上又は構造上危険な状態にないことを確認した上で、助成金の申請を行ってください。また、助成申請者に対して、公社が求めた場合には、対象機器等の設置施工状況等について、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

1.7 助成金交付に係る一般申請 (助成金交付要綱第8条参照)

(1) 助成金の交付を受けようとする助成対象者(以下、「助成申請者」という。)は、次の表の第一欄に規定する助成申請者の種別に応じて、当該第二欄に掲げる書類を、公社に提出してください。

助成申請者又は助成申請者から依頼された手続代行者の方は、以下のホームページから申請に必要な様式をダウンロードしていただき、必要事項の入力や、貼付台紙への貼付を行ってください。

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/download/>

- * 公社が助成金交付申請書を受理するに当たって、助成申請者及び手続代行者等の方々には、申請に当たっての<同意事項>に承諾していただく必要があります(申請書において、助成申請者、手続代行者の自筆による署名及び捺印が必要。)。この<同意事項>への承諾は、助成申請者及び手続代行者等の方々に、申請内容に虚偽の記載がないこと、設置した対象機器等を適切に管理すること等について誓約していただくことを目的としています。
- * 蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステムの申請にあたっては、太陽光発電システムとの同時導入、又は既に導入されていること(太陽光発電システムの領収書の日付(領収日)又は引渡日等が蓄電池システムの領収書の日付(領収日)から3ヶ月以内)が助成要件となります。ただし、太陽光発電システムが既に導入された住宅に蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム設置する場合は、助成対象機器の領収書の日付(領収日)が、平成30(2018)年4月1日から平成33(2021)年9月30日までであることが必要です。

第一欄 申請者＝対象機器等の 購入者(所有者)	第二欄 申請書類
(a) 個人である所有者 (個人、マンション管理組合の代表者、個人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)【第1号様式】 2 本手引き 17、18 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(b) 個人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人(共同申請)用)【第2号様式】 2 本手引き 19、20 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(c) 法人である所有者 (法人、マンション管理組合法人、社宅の法人オーナー、法人の賃貸マンションオーナー等)	1 家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(法人用)【第3号様式】 2 本手引き 21、22 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)
(d) 法人に貸与する貸与者 (リース事業者等との共同申請)	1 家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(法人(共同申請)用)【第4号様式】 2 本手引き 23、24 ページ記載の添付書類(貼付台紙) (申請書に添付する書類が A4 サイズでない場合は、専用の貼付台紙を使用して提出ください。)

各様式の作成要領、添付書類に関する注意点については、本手引き 47 ページ以降をご確認いただき、申請に当たっては書類不備がないようご協力をお願いいたします。

(2) 申請受付期間

本助成金の交付申請は、次のいずれかの早い日までに申請してください。なお、申請受付期間内に申請書類が公社に到着しない場合、申請を受け付けることができませんので、ご注意ください。

一般申請

・平成 32(2020)年 3 月 31 日(17 時公社必着)まで

・助成対象機器等に係る領収書の日付(領収日)から6ヵ月以内(領収書が複数ある場合は最も遅い日付から6ヵ月以内)(17 時公社必着)

※太陽光発電システムを既に導入している住宅に蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合で、かつ蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムの領収書の日付(領収日)が平成 30(2018)年 4 月 1 日から平成 30(2018)年 9 月 30 日である場合は平成 31(2019)年 3 月 29 日(17 時公社必着)まで一般申請を行うことができます。

※事前申請又は特例申請の手続きを、平成 32(2020)年 3 月 31 日までにを行い、受理された場合に限り、平成 32(2020)年 4 月 1 日以降の交付申請することを認めます。(詳細は 26 ページから 32 ページをご確認ください。)

(3) 建設中の新築住宅に助成対象機器等を設置する場合、交付要綱第 18 条の規定により、しゅん工した旨の報告が必要となります。

- * 交付申請手続きについては、十分に時間の余裕をもって当たっていただくようお願いいたします。
- * 天変地異等助成対象者の責に帰することのできない理由として公社が認めるものがある場合又は機器の価格や普及状況に鑑みて申請期間の見直しを行う場合があります。
- * 上記期間に申請書を先着順に受理したものについて、審査の対象とします。
- * 受理した申請による交付額の合計が公社の予算の範囲を超えた日(予算超過日)をもって、申請の受理を停止します。
予算の範囲を超えた日に複数の申請書が提出された場合は、提出された申請書の中で抽選を行います。

申請書類リスト兼チェックリスト

(a) 個人である所有者の方 (申請書記載例は 36 ページ以降参照、書類作成上の留意事項は 47 ページ以降参照。)

【個人申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称	必要書類 確認事項	対象機器等					備考
		蓄	エネ	V2H	熱	チェック欄	
1 第1号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)」	<ul style="list-style-type: none"> 個人が申請する場合の様式 申請書4枚目の同意事項に申請者の署名(自署)と捺印が必要 手続き代行を行う場合、手続き担当者の署名(自署)捺印も必要 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 申請者(個人)本人確認書類	<p>以下の書類のうちいずれか一つの写しであること</p> <p>①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、④パスポート、⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書、⑥身体障害者手帳、⑦療育手帳、⑧精神障害者保健福祉手帳</p> <p>※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること</p>	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※)事前申請を行っており、すでに提出しているものから変更がない場合、提出不要
3 設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳	<ul style="list-style-type: none"> 領収書の日付が平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間のものであること(※1) カラーコピーであること 以下の内容が記載されていること <ol style="list-style-type: none"> 宛名(助成申請者名であること) 領収金額 助成対象経費(機器費のみ、工事費(※2)・消費税含まず) 設置場所住所 対象機器メーカー名 対象機器型番 製造番号 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※3) 領収日 発行者(販売事業者)名 発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> 会社の定める様式で領収書の内訳を作成すること 工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認できるものの写し 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	<p>(※1) 事前申請又は特例申請された場合は平成33年9月30日まで</p> <p>(※2) 太陽熱利用システムを申請する場合は工事費も含まれます。</p> <p>(※3) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要</p>
4 設置機器の保証書(写し)	<ul style="list-style-type: none"> 「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること 使用者控え(お客様控え等)の写しであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が公社理事長宛に作成したもの)
5 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) 対象機器等が写っていない可 対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 カラー印刷または、カラープリント写真であること 写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6 対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 設置完了後の写真であること 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること 写真の縦横比は変更しないこと 1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 カラー印刷または、カラープリント写真であること 写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×90mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影すること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
7 対象機器等のパッケージ型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) 対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの カラー印刷または、カラープリント写真であること 写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×90mm)以上であること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

提出書類名称		必要書類 確認事項	対象機器等					備考
			蓄	エネ	V2H	熱	チェック欄	
8	集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数等が確認できるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
9	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
10	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類 (右欄の書類のうちいずれか)	【太陽光発電システムの領収書(写し)】 ・カラーコピーであること ・領収日の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはリース契約書(写し)を提出すること 【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・引渡日等の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※領収書にあつては領収日、保証書にあつては引渡日等を設置日とみなします。 ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
11	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	【出力対比表】 ・メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品と同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) 【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】 ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること <既設の場合> 【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】 ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること <既設の場合> 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取起算日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
12	太陽光発電システムで発電した電力を助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<同時導入の場合> 【接続契約のご案内(写し)】 ・太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <同時導入の場合> 【系統連系協議依頼票の控え(写し)】 ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】 ・買取起算日の記載があること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
13	出力対比表	・メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品と同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照)	● (※)	-	● (※)	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
14	太陽光発電システムの設置状況を示す写真(カラー)	・太陽光モジュールの設置状態がわかるものであること	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
15	その他会社が審査に必要と認める書類		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

申請書類リスト兼チェックリスト

(b) 個人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は47ページ以降参照。)

【個人共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称	必要書類 確認事項	対象機器等					備考
		蓄	エネ	V2H	熱	チェック欄	
1 第2号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人(共同申請)用)」	・個人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 ・申請書4枚目の同意事項に使用者の署名(自署)と捺印が必要 ・助成申請者となる所有者の担当者の署名(自署)捺印も必要	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 使用者(個人)本人確認書類	以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、 ④パスポート、⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書、⑥身体障害者手帳、⑦療育手帳、⑧精神障害者保健福祉手帳 ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※)事前申請を行っており、すでに提出しているものから変更がない場合、提出不要とする
3 設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳	・領収書の日付が平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間のものであること(※1) ・カラーコピーであること ・以下の内容が記載されていること。 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費(※2)・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※3) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③`⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③`⑦の内容が確認できるものの写し	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※1) 事前申請又は特例申請された場合は平成33年9月30日まで (※2) 太陽熱利用システムを申請する場合は工事費も含まれます。 (※3) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要
4 設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が公社理事長宛に作成したもの)
5 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの(建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていない可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6 対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー 設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影すること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットが写っているもの(複数枚可)
7 対象機器等のパッケージ型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×89mm)以上であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8 集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数等が確認できるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トウ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

提出書類名称		必要書類 確認事項	対象機器等					備考
			蓄	エネ	V2H	熱	チェック欄	
9	機器のリース契約証明書(写し)		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
10	機器所有者(リース事業者等)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前交付申請書(個人(共同申請)用)に記載する「(2)助成金申請者となる対象機器等の所有者(リース事業者等)に関する情報」と同じ内容であること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※)事前申請又は特別申請を行っており、すでに提出しているものから変更がない場合は、提出不要
11	機器所有者(リース事業者等)の納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> 法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること
12	通帳の写し(表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	<ul style="list-style-type: none"> 振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・金融機関名(コード)「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
13	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p>【太陽光発電システムの領収書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラーコピーであること ・領収日の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはリース契約書(写し)を提出すること <p>【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・引渡日等の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ※領収書にあつては領収日、保証書にあつては引渡日等を設置日とみなします。 ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
14	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p>【出力対比表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品と同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) <p>【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること <p><既設の場合></p> <p>【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること <p><既設の場合></p> <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取起算日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
15	太陽光発電システムで発電した電力を助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p><同時導入の場合></p> <p>【接続契約のご案内(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <p><同時導入の場合></p> <p>【系統連系協議依頼票の控え(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取起算日の記載があること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
16	出力対比表	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品と同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) 	(※)●	-	(※)●	-	<input type="checkbox"/>	<ul style="list-style-type: none"> ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
17	太陽光発電システムの設置状況を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュールの設置状態がわかるものであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
18	その他会社が審査に必要と認める書類		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

申請書類リスト兼チェックリスト

(c) 法人である所有者 (書類作成上の留意事項は47ページ以降参照。)

【法人申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称	必要書類 確認事項	対象機器等					備考
		蓄	エネ	V2H	熱	チェック 欄	
1 第3号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了 報告書)(法人用)」	・法人が申請する場合の様式 ・申請書4枚目の同意事項に申請法人代表者の署名(自署)と捺印が必要 ・手続き代行を行う場合、手続き担当者の署名(自署)捺印も必要	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対 象機器等を設置する場合、電 灯契約ごとに申請
2 申請者(法人)実在証明書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①商業登記の現在事項証明書、②商業登記の履歴事項証明書、③法人の 印鑑証明書 ・6か月以内(公社受付日より起算して)のもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※)事前申請又は特例申請を 行っており、すでに提出してい るものから変更がない場合、提 出不要
3 設置機器の領収書(写し)・領収 書の内訳	・領収書の日付が平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間のものであること(※1) ・カラーコピーであること ・以下の内容が記載されていること ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費(※2)・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※3) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してくだ さい。 ・公社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認で きるものの写し	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※1)事前申請又は特例申 請された場合は平 33 年9月30日まで (※2)太陽熱利用システム を申請する場合は工 事費も含まれます。 (※3)領収書に収入印紙が なく、且つ、クレジット 支払いである事が明 確でない場合は、併 せてクレジットの契約 書等の写しが必要
4 設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合 は「助成対象機器が新品かつ 未使用品であることの証明」を 提出すること (証明は、機器の販売元等が 公社理事長宛に提出したも の)
5 対象機器等を設置する建物及び対 象機器等から供給される電力を使 用する住宅の全景写真 (カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数枚に分かれて 可) ・対象機器等が写っていない可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住 宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影 を依頼する可能性あり	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6 対象機器等の設置状態を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきらない場合は複数枚に分かれても可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もし くはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影 のすること ※日没後撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合 は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファ ーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニ ットが写っているもの(複数枚可)
7 対象機器等のパッケージ型番及び 製造番号(銘板)を示す写真 (カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや 数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービス判(Lサイズ127×89mm)以上であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【家庭用燃料電池(エネファ ーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニ ットそれぞれの銘板写真を添付 すること
8 集合住宅等であることを確認できる 書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数等が確認できるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場 合】
9 納税証明書	・法人が民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

提出書類名称		必要書類 確認事項	対象機器等					備考
			蓄	エネ	V2H	熱	チェック欄	
10	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	<ul style="list-style-type: none"> 振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること 「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
11	重要事項説明書 (住宅購入者に提示した原本の写し)	<ul style="list-style-type: none"> 対象対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等の所有権を引き継ぐことが記載されること 交付要綱第14条2号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよう記載されること 対象機器等の所有者において、交付要綱第14条、第19条及び第21条に規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【特例申請を行い交付申請する場合】
12	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類 (右欄の書類のうちいずれか)	<p>【太陽光発電システムの領収書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> カラーコピーであること 領収日の記載があること <p>※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合についてはリース契約書(写し)を提出すること</p> <p>【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること 使用者控え(お客様控え等)の写しであること 引渡日等の記載があること <p>※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要</p>	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※領収書にあっては領収日、保証書にあっては引渡日等を設置日とみなします。 ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
13	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p>【出力対比表】</p> <ul style="list-style-type: none"> メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) <p>【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること 使用者控え(お客様控え等)の写しであること <p><既設の場合></p> <p>【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 助成制度の名称が記載されていること 助成制度実施団体の代表者の押印があること <p><既設の場合></p> <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること 買取起算日が助成対象機器の領収日より前のものであること 「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
14	太陽光発電システムが発電した電力を助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p><同時導入の場合></p> <p>【接続契約のご案内(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後の写し 「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <p><同時導入の場合></p> <p>【系統連系協議依頼票の控え(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> 買取起算日の記載があること 「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
15	出力対比表	<ul style="list-style-type: none"> メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) 	● (※)	-	● (※)	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
16	太陽光発電システムの設置状況を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光モジュールの設置状態がわかるものであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
17	その他会社が審査に必要と認める書類		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

申請書類リスト兼チェックリスト

(d) 法人に貸与する貸与者 (書類作成上の留意事項は本手引き 47 ページ以降参照。)

【法人共同申請】 申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称	必要書類 確認事項	対象機器等					備考
		蓄	エネ	V2H	熱	チェック 欄	
1 第4号様式 「助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(法人(共同申請)用)」	・法人に貸与する貸与者が申請する場合の様式 ・申請書4枚目の同意事項に使用者代表者の署名(自署)と捺印が必要 ・助成申請者となる所有権者の担当者の署名(自署)捺印も必要	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に対象機器等を設置する場合、電灯契約ごとに申請
2 申請者(法人)実在証明書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①商業登記の現在事項証明書、②商業登記の履歴事項証明書、③法人の印鑑証明書 ・6か月以内(公社受付日より起算して)のもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※)事前申請又は特例申請を行っており、すでに提出しているものから変更がない場合、提出不要とする
3 設置機器の領収書(写し)・領収書の内訳	・領収書の日付が平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間のものであること(※1) ・カラーコピーであること ・以下の内容が記載されていること。 ①宛名(助成申請者名であること) ②領収金額 ③助成対象経費(機器費のみ、工事費(※2)・消費税含まず) ④設置場所住所 ⑤対象機器メーカー名 ⑥対象機器型番 ⑦製造番号 ⑧収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの(※3) ⑨領収日 ⑩発行者(販売事業者)名 ⑪発行者(販売事業者)捺印 ※但書に③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。 ・会社の定める様式で領収書の内訳を作成すること ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認できるものの写し	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※1) 事前申請又は特例申請された場合は平成33年9月30日まで (※2) 太陽熱利用システムを申請する場合は工事費も含まれます。 (※3) 領収書に収入印紙がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要
4 設置機器の保証書(写し)	・「メーカー名」「型番」「製造番号」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・保証書の提出が困難な場合は「設置機器が新品かつ未使用品であることの証明」を提出すること (証明は機器の販売元等が公社理事長宛に作成したもの)
5 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力を使用する住宅の全景写真(カラー)	・玄関正面側の1階部分から建物全体が写っているもの (建物の立地や構造上、1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれて可) ・対象機器等が写っていない可 ・対象機器等を設置する建物と、対象機器等が発電する電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真が必要 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日没撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6 対象機器等の設置状態を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること ・対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真であること ・写真の縦横比は変更しないこと ・1枚に収まりきれない場合は複数枚に分かれて可 ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×89mm)以上であること ※日よけ等の目的で対象機器等をカバーで覆う場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影のこと ※日没撮影等で対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性あり	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
7 対象機器等のパッケージ型番及び製造番号(銘板)を示す写真(カラー)	・設置完了後の写真であること (設置完了後に写真の撮影が困難な場合は、必ず事前に撮影すること) ・対象機器等の型番及び製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れるもの ・カラー印刷または、カラープリント写真であること ・写真の大きさは、サービ判(Lサイズ127×89mm)以上であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【燃料電池(エネファーム)の場合】 燃料電池ユニット、貯湯ユニットそれぞれの銘板写真を添付すること
8 集合住宅等であることの確認できる書類	・販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しで総戸数が確認できるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】
9 納税証明書	・法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること
10 機器のリース契約証明書(写し)		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

提出書類名称		必要書類 確認事項	対象機器等					備考
			蓄	エネ	V2H	熱	チェック 欄	
11	機器所有者(リース事業者等)実在証明書類	<ul style="list-style-type: none"> 以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前交付申請書(個人(共同申請)用)に記載する「(1)助成金申請法人(リース事業者等)に関する情報」と同じ内容であること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※)事前申請又は特例申請を行っており、すでに提出しているものから変更がない場合、提出不要
12	機器所有者(リース事業者等)納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・法人が都民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること
13	通帳の写し (表紙及び振込口座情報記載頁の見開き)	<ul style="list-style-type: none"> ・振込口座情報の記載された預金通帳、もしくは貯金通帳の表紙及び振込口座情報記載頁の見開き、両方の写しが必要 ・交付申請書の助成金申請者と同一の口座名義であること ・「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」(カタカナが確認できない場合には、キャッシュカードのコピーを追加提出してください。)がはっきりと確認できる写しであること 	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【インターネットバンキング等で通帳不発行の場合】 金融機関発行(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)のもので、「金融機関名(コード)」「支店名(コード)」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認出来るものを提出
14	太陽光発電システムの設置時期が確認できる書類 (右欄の書類のうちいずれか)	<p>【太陽光発電システムの領収書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カラーコピーであること ・領収日の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要 ※太陽光発電システムのリースを活用し導入した場合にはリース契約書(写し)を提出すること <p>【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること ・引渡日等の記載があること ※助成対象機器の領収書の日付け(領収日)から3ヶ月以内であることが必要 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※領収書にあつては領収日、保証書にあつては引渡日等を設置日とみなします。 ※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
15	太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p>【出力対比表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたもので、太陽光モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「太陽光モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) <p>【太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「メーカー名」「型番」がはっきりと確認できる写しであること ・使用者控え(お客様控え等)の写しであること <p><既設の場合></p> <p>【国、都又は公社発行の住宅用太陽光発電システム助成制度の交付決定通知書(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成制度の名称が記載されていること ・助成制度実施団体の代表者の押印があること <p><既設の場合></p> <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けていること ・買取起算日が助成対象機器の領収日より前のものであること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
16	太陽光発電システムで発電した電力を助成対象機器を設置する住宅で使用している事実を確認できる書類(右欄の書類のうちいずれか)	<p><同時導入の場合></p> <p>【接続契約のご案内(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システムの系統連系に伴う電力会社との契約締結後の写し ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <p><同時導入の場合></p> <p>【系統連系協議依頼票の控え(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「設置場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること <p>【直近の太陽光発電の売電明細(写し)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・買取起算日の記載があること ・「使用場所住所」が助成対象機器の設置場所住所と同じであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	
17	出力対比表	<ul style="list-style-type: none"> ・メーカーから発行されたもので、モジュールの「製造メーカー」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が確認出来るもの(助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記のこと) ・メーカーが発行していない場合は、製品に同梱されている製造番号(バーコード)の写し及び製造番号(バーコード)をもとに、「助成申請者名」「販売店名」「製造メーカー名」「モジュール型式」「公称最大出力(W)」を記載した出力対比表を作成し提出すること(本手引き56ページの作成例を参照) 	●(※)	-	●(※)	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要 ※「太陽光発電システムが交付要綱第5条第1項に適合することを確認できる書類」として提出する場合は、提出不要
18	太陽光発電システムの設置状況を示す写真(カラー)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光モジュールの設置状態がわかるものであること 	●	-	●	-	<input type="checkbox"/>	※太陽光発電システムが既設の場合は、提出不要
19	その他会社が審査に必要と認める書類		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ビークルトゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

1.8 助成金の交付に係る事前申請（助成金交付要綱第9条参照）

(1) 助成対象者は、平成 32(2020)年 3 月 31 日までに一般申請を行うことが困難であるとして公社が認めた場合に限り、対象機器を設置する前であっても、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金事前申請書(第5号様式。)、その他必要な添付書類を公社に提出することにより、本助成金の交付に係る事前の申請を行うことができます。

提出期間 平成 31(2019)年 10 月 1 日から平成 32(2020)年 3 月 31 日(17 時公社必着)

(2) 公社は、予算超過日以前に事前申請を受理した場合において、助成金事前申請受理書(第6号様式)により、当該申請をした者に対し、その旨を文書で通知します。

(3) 前項による通知は、助成金交付に係る本申請の受理及び交付決定に関して、優先的な扱いを行うことができるものとします。ただし、下記の事項を遵守してください。

- ・「助成金事前申請書」中の着工予定日及びしゅん工予定日は、対象機器を設置する新築住宅等の建設計画に基づく日付を記載すること。
- ・事前申請受理決定書の通知を受けた申請者は、建設計画のとおりに着工した事実を証明するため、着工後の現場写真等を提出すること。
- ・公社が現地調査を行う場合は、特段の事情がない限り、調査に応じること。

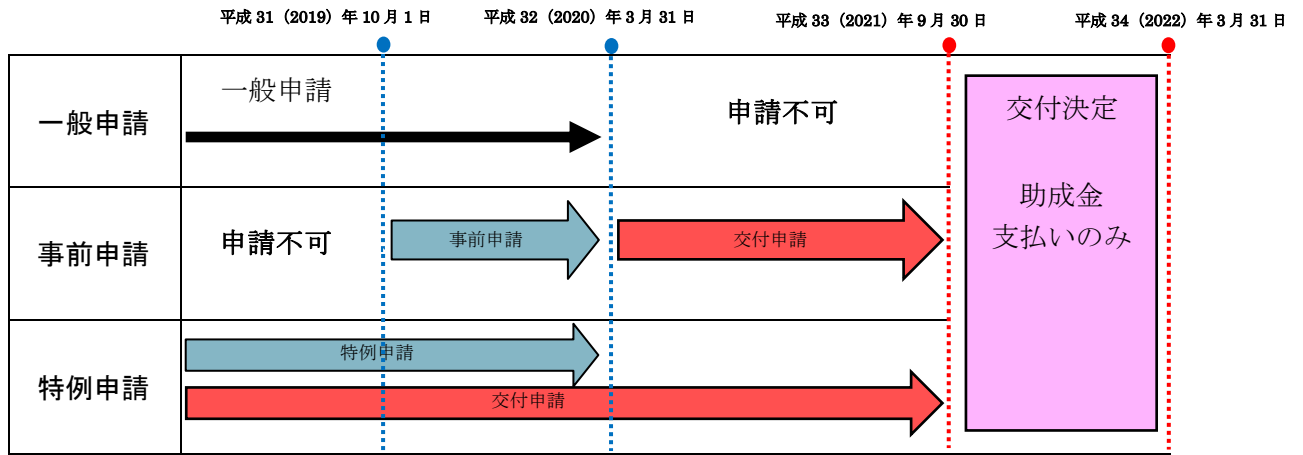
(4) ただし、(3)の優先的な取扱いは、合理的な理由がなく建設工事が遅れている場合は、公社の判断により事前申請受理決定書を取り消す場合があります。

(5) 助成金事前申請受理書を受審された方に限り、平成 32(2020)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までの期間についても助成金の交付申請が可能です。対象機器等の設置後に、申請書(兼設置完了報告書)第 1~4号様式を使用し、申請してください。なお、当該申請については、**領収書の日付(領収日)から6ヵ月以内**に本申請の提出が必要となります。(詳細は、本手引き 15 ページから 24 ページをご確認ください。)

(6) 建設中の新築住宅に対象機器等を設置する場合、交付要綱第 18 条の規定により、しゅん工した旨の報告が必要となります。

- * 当該事前申請は、個人、法人問わず行うことが可能です。(但し、住宅供給事業者は除きます。)
- * 領収書の日付が平成 32(2020)年 4 月 1 日から平成 33(2021)年 9 月 30 日までの期間となる等、平成 32(2020)年 3 月 31 日までに申請書(兼設置完了報告書)及び必要書類の提出が出来ないと見込まれる場合には、必ず事前申請を行ってください。
- * 第5号様式「助成金交付事前申請書」と併せて、「助成申請者本人確認書類」(助成申請者が法人の場合は、「法人申請者実在証明書類」「納税証明書」。)等を提出してください。
- * (2)で申請した対象機器等について新製品の販売等により異なる型式の機器等を設置する場合は、公社が別に定める様式に従い、変更申請書及び変更後の見積書を提出してください。型式の変更が認められるのは、(2)による助成金事前申請総額を上回らない範囲であること、本事業の助成対象機種であること、対象機器の変更申請書が公社に到着する日付を基準とした助成率(上限額)を適用することが条件です。ただし、対象機器の種類の変更(蓄電池システムから家庭用燃料電池(エネファーム)への変更等)は認められません。

■ 申請区別スケジュール



申請書類リスト兼チェックリスト

(設置前の事前申請書類)

【事前申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類 確認事項	蓄	エネ	V2H	熱	チェック	備考
							欄	
1	第5号様式 「助成金事前交付申請書(事前申請(個人・法人)用)」	・対象機器等を設置予定であるが、平成32年3月31日までに一般申請することが困難であると公社が認める場合 ・助成対象機器を設置し、本助成金の交付申請を平成33年9月30日までに予定であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【事前申請受付期間】 平成31年10月1日から平成32年3月31日まで
2	申請者(個人)本人確認書類	・以下の書類のうちいずれか一つの写しであること ①運転免許証、②健康保険証、③住民基本台帳カード、④パスポート、⑤外国人登録証明書、在留カード、又は特別永住者証明書、⑥身体障害者手帳、⑦療育手帳、⑧精神障害者保健福祉手帳 ※日本で発行されたものであること ※記載内容がはっきりと確認できるものであること ※現住所・氏名の記載があるもの ※氏名と住所が記載された頁が分かれている場合は、両方の頁の写しが必要 ※有効期限内のものであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	申請者が個人の場合のみ提出が必要
3	申請者(法人)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前申請書(5号様式)に記載する「(1)助成金申請法人(住宅供給事業者等)に関する情報」と同じ内容であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	申請者が法人の場合のみ提出が必要
4	対象機器等所有者(リース事業者等)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前申請書(第5号様式)に記載する「(1)助成金申請法人(リース事業者等)に関する情報」と同じ内容であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
5	創エネ機器等が交付要綱第4条第1号ア、第2号ア、第3号ア、又は第4号アの要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
6	太陽光システムが交付要綱第5条第1号の要件に適合することを証明する書類	製品カタログ等	●		●		<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを申請する方のみ】
7	太陽光システムを既に設置していることを証明する書類	太陽光発電システムの保証書等	●		●		<input type="checkbox"/>	【太陽光発電システム既設の住宅へ蓄電池システム又はピークル・トゥ・ホームシステムを設置する方のみ】
8	対象機器等を設置する建物の住所が確認できる書類	建物の工事契約書、販売用チラシ、建築計画書の写しなどで設置場所の住所が確認ができるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	※本人確認書類に記載された住所と同一の場合は提出不要
9	集合住宅等であることが確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数等の確認ができるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う場合】 ※「対象機器等を設置する建物の住所」の確認書類で確認できる場合、提出不要
10	設置予定機器の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること ・カラーコピーであること ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象機器等の「型番」が正確に記載されていること ④対象機器等の金額(機器費のみ、工事費(※1)、消費税、諸経費含まず。)が明確に記載されていること ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットがわかるもの ※太陽光発電の場合は、モジュールの型番がわかるもの 【リース業者が申請者となる場合のみ】 ・リース料金は元金(機器単体費)から助成金相当分を減額した金額で算出されていること ・リース契約期間が、対象機器等の法定耐用年数以上であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※1)太陽熱利用システムを申請する場合は工事費も含まれます。
11	納税証明書	・法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること ※法人申請の場合のみ
12	その他公社が審査に必要と認める書類		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ピークル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

助成対象機器等の設置後に行う交付申請の際に必要な書類については、本手引き 17 ページから 24 ページをご確認してください。

1.9 住宅供給事業者による交付申請の特例(助成金交付要綱第10条参照)

- (1) 本手引き6ページ「1.2 助成対象者」に関わらず、第三者に販売することを目的として分譲用又は賃貸用の集合住宅及び戸建住宅(以下、「新築分譲住宅等」という。)が、次に掲げる要件を全て満たすときは、当該新築分譲住宅等の建築を業として行うデベロッパー、ハウスメーカー、パワービルダー、工務店等の住宅供給事業者(以下、「住宅供給事業者」という。)が助成対象者となることができます。
- ア 第三者に販売することを目的に「新築分譲住宅等」を新築すること
 - イ 住宅供給事業者が対象機器等を設置すること
 - ウ 住宅の住宅購入者への引き渡し後において、対象機器等の所有権が引き継がれることを確認できる書類(重要事項説明書等)を提出すること
 - エ 新築分譲住宅等に設置する対象機器の領収書等を、平成33(2021)年9月30日までの間に受領する予定であること。
- (2) (1)により助成対象者になろうとする住宅供給事業者は、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金事前交付申請書(特例交付申請用)【第9号様式】、その他必要な添付書類を公社に提出するものとします。
- 提出期限 平成32(2020)年3月31日(17時公社必着)まで
- (3) 公社は(2)による申請があった場合は、その内容を審査し、公社が定める助成要件に合致している事を確認した上で申込受理決定通知書を作成し、助成申請住宅供給事業者に対してこれを通知します。
- (4) 前項による通知は、助成金交付に係る本申請の受理及び交付決定に関して、優先的な扱いを行うことができるものとします。ただし、下記の事項を遵守してください。
- ・「助成金事前申請書(特例申請)」中の着工予定日及びしゅん工予定日は、対象機器を設置する新築住宅等の建設計画に基づく日付を記載すること。
 - ・事前申請受理決定書の通知を受けた申請者は、建設計画のとおりに着工した事実を証明するため、着工後の現場写真等を提出すること。
 - ・公社が現地調査を行う場合は、特段の事情がない限り、調査に応じること。
- (5) ただし、(4)の優先的な取扱いは、合理的な理由がなく建設工事が遅れている場合は、公社の判断により事前申請受理決定書を取り消す場合があります。
- (6) (2)の申請を行った助成申請住宅供給事業者は、対象機器等を設置し、領収書の日付(領収日)から6ヵ月以内に、本手引き15ページ「1.7助成金交付に係る一般申請」の交付申請書類及び必要な添付書類を公社に提出するものとします。
- 交付申請期限 平成33(2021)年9月30日(17時公社必着)まで
- (7) 助成金の申請を行った住宅供給事業者が、対象機器等の所有権を新築分譲住宅等の所有者等(以下、「譲受者」という。)に譲渡したときは、助成金交付要綱第14条、第19条及び第21条の規定中、「助成申請者」又は「被交付者」とあるのは、「譲受者」と読み替えて、各規定を適用するものとします。
- (8) 助成申請住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の売買契約を行う際の重要事項説明書に、(7)の内容を記載しなければなりません。

(記載例) ※各社の表現に合わせていただくことは可能ですが、以下の内容について原則全て反映させていただきます。

蓄電池システム、家庭用燃料電池(エネファーム)、ピークル・トゥ・ホームシステム、太陽熱利用システム(以下「助成対象機器等」という。)は、公益財団法人 東京都環境公社(以下「公社」という。)より「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業」の助成金を受けています。助成対象機器等を所有するにあたり、助成金の交付に伴う義務も引継がれます。以下のとおり助成対象機器等の管理を行い、⑤～⑧、⑩に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- ① 譲受者(以下「買主」という。)は、助成対象機器等を設置する住宅における当該機器等設置前1年間及び設置後2年間のエネルギー使用に係る情報等について、都が報告を求めたときは、別に定める方法により、これに応じること。
- ② 公社の指定する者が助成対象機器等の稼働状況の現地調査等を行う場合は、買主は、当該現地調査等に協力すること。
- ③ 集合住宅に助成対象機器等を設置した場合(助成対象機器等が各住戸に設置される場合を除く。)は、買主は、継続的に効率的な電力消費量の削減及び電力需要ピーク時の電力使用の抑制に努めること。
- ④ 買主は、助成対象機器等について、助成対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数が経過するまでの期間(以下「法定耐用年数の期間」という。蓄電池システム:6年、ピークル・トゥ・ホームシステム:8年、家庭用燃料電池(エネファーム):6年、太陽熱利用システム:15年。)において善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。この場合において、買主は、助成対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければならない。
- ⑤ 法定耐用年数の期間に、買主の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主は、助成対象機器等所有者氏名等変更届(第17号様式)を公社に提出しなければならない。
- ⑥ 法定耐用年数の期間に、助成対象機器等の譲渡等(「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付要綱」第20条第1項に規定する譲渡を除く。)により当該助成対象機器等の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、買主及び当該変更後の所有者は、助成対象機器等所有者変更届(第18号様式)を公社に提出しなければならない。この場合において、買主における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとする。
- ⑦ 買主は、公社の承認を受けずに、助成対象機器等の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはならない。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りでない。
- ⑧ 買主は、助成対象機器等の処分の承認を受けようとするときは、あらかじめ、取得財産等処分承認申請書(第20号様式)を、公社に提出するものとする。
- ⑨ 公社は、助成対象機器等の処分の承認申請を受けたときは、速やかに当該申請の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を前項の申請をした者に通知するものとする。
- ⑩ 買主は、前文の承認を受けて助成対象機器等の処分をし、収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の金額を公社に納付しなければならない。

(9) 助成申請住宅供給事業者は、新築分譲住宅等の販売後、譲受者が第14条及び第18条から第29条までの義務の順守を行うよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

(10) 建設中の新築住宅に助成対象機器等を設置する場合、交付要綱第18条の規定により、しゅん工した旨の報告が必要となります。

- * (2)で申請した対象機器等について新製品の販売等により異なる型式の機器等を設置する場合は、公社が別に定める様式に従い、変更申請書及び変更後の見積書を提出してください。型式の変更が認められるのは、(2)による助成金事前申請総額を上回らない範囲であること、本事業の助成対象機種であること、対象機器の変更申請書が公社に到着する日付を基準とした助成率(上限額)を適用することが条件です。ただし、対象機器の種類の変更(蓄電池システムから家庭用燃料電池(エネファーム)への変更等)は認められません。
- * (6)における交付申請に当たり提出する領収書は、住宅施工業者等が発行するもので、住宅供給事業者(特例申請者)宛てのものを提出してください。(住宅を販売した際の領収書は提出不要です。)
- * 対象機器等を設置後の交付申請については、複数回に分けて申請することは出来ません。特例申請された全ての対象機器等に関する領収書等がそろった後にまとめて申請を行ってください。

申請書類リスト兼チェックリスト

(住宅供給事業者による特例申請)

【特例申請】申請書類・必要添付書類リスト

◆書類がA4サイズでない場合は貼付け台紙を利用してください。

提出書類名称		必要書類					備考	
		確認事項	蓄	エネ	V2H	熱		チェック欄
1	第9号様式 「助成金事前交付申請書」(特例申請用)	・第三者に販売することを目的として新築の集合住宅(分譲・賃貸)及び分譲販売戸建住宅を建築する住宅供給事業者が申請する場合の様式 ・助成対象機器を設置し、本助成金の交付申請を平成33年9月30日までに 行う予定であること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・集合住宅等で、複数戸に 対象機器等を設置する場 合、第9号様式の内訳の記 載方法については個別に お問合せください。(代替 用の一括入力用のExcelシ ートが別途あり)
2	申請者(法人)実在証明書類	・以下のうちいずれか一つの書類の写しであること ①商業登記の現在事項証明書 ②商業登記の履歴事項証明書 ③法人印の印鑑登録証明書 ※6か月以内に発行されたものであること ※助成金事前交付申請書(特例申請(住宅供給事業者)用)に記載する 「(1)助成金申請法人(住宅供給事業者)に関する情報」と同じ内容である こと	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
3	創エネ機器等が交付要綱第4条第 1号ア、第2号ア、第3号ア、又は第 4号アの要件に適合することを証明 する書類	製品カタログ等	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
4	太陽光システムが交付要綱第5条 第1号の要件に適合することを証明 する書類	製品カタログ等	●		●		<input type="checkbox"/>	【蓄電池システム又はピー クフル・トゥ・ホームシステムを 申請する方のみ】
5	太陽光システムを既に設置してい ることを証明する書類	太陽光発電システムの保証書等	●		●		<input type="checkbox"/>	【太陽光発電システム既設 の住宅へ蓄電池システム又 はピークフル・トゥ・ホームシ ステムを設置する方のみ】
6	対象機器等を設置する建物の住所 が確認できる書類	販売用チラシ、建築計画書の写しなどで設置場所の住所が確認できる もの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	
7	集合住宅等であることが確認できる 書類	販売用チラシ、建築計画書や平面図の写しなどで総戸数等の確認ができ るもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	【集合住宅として申請を行う 場合】 ※「対象機器等を設置する建 物の住所」の確認書類で確認 できる場合、提出不要
8	対象機器等の見積書(写し)	以下の内容が記載されていること。 ・カラーコピーであること ①見積書に発行者(販売事業者等)の捺印があること ②「宛先(注文者)」に助成申請者の宛名が記載されていること ③対象機器等の「型番」が正確に記載されていること ④対象機器等の金額(機器費のみ。工事費(※1)、消費税、諸経費含ま ず。)が明確に記載されていること ※複数台設置の場合、1台当たりの金額と設置台数がわかるもの ※家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユ ニットの型番がわかるもの ※太陽熱利用システムの場合は、集熱器、蓄熱槽の型番がわかるもの ※太陽光発電システムの場合は、モジュールの型番がわかるもの	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	(※1)太陽熱利用システム を申請する場合は工事費も 含まれます。
9	重要事項説明書(案)	・対象対象機器等の設置後に、管理組合や住宅購入者等が対象機器等 の所有権を引き継ぐことが記載されること ・交付要綱第14条2号に規定するエネルギー使用状況等の報告が図られるよ う記載されること ・対象機器等の所有者において、交付要綱第14条、第19条及び第21条に 規定する善管注意義務等の履行が図られるよう記載されること(参考: 「手続きの手引き」の30ページの記載例)	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	・特例申請時は案文を提出 すること ただし、第3号様式による (事後)申請の際には、住宅 購入者に提示した原本の写 しを提出する必要あり
10	納税証明書	・法人住民税に係るものの写しであること ※6か月以内に発行されたものであること	●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	直近1期分を提出すること。
11	その他公社が審査に必要と認める 書類		●	●	●	●	<input type="checkbox"/>	

【対象機器等の表記について】

蓄・・・蓄電池システム、エネ・・・家庭用燃料電池(エネファーム)、V2H・・・ピークフル・トゥ・ホームシステム、熱・・・太陽熱利用システム

※ 助成対象機器等の設置後に行う交付申請の際に必要な書類については、本手引き 21～22 ページの申請書類リスト(法人申請用)を確認してください。

<住宅供給事業者の特例申請に際しては、以下の「住宅供給事業者向け特例交付申請様式」を使用いただけます。>

※ エネファームを申請する場合の記載例

■ 住宅供給事業者向け特例交付申請様式【集合住宅・戸建の集合群 申請書添付様式】

・集合住宅等の複数戸に対して対象機器を記載される方は、以下の様式を、申請書（第3号様式、第4号様式、第9号様式）の別紙として提出いただけます。
 ・空室、その他数値の入力は、半角/英数字としてください。

マンションの場合は「建物」の住所・名称・申請戸数、戸建の場合は「宅地開発計画」の住所・計画名称・申請戸数を記載してください。

集合住宅・宅地開発計画等の名称	新築マンション	
対象機器を設置する集合住宅・戸建群の住所	新宿区西新宿1-2-3	
申請戸数	50	戸
購入年月日	平成29年3月下旬	
購入金額計	75,000,000	円
助成申請額計	7,500,000	円

購入年月日は予定日を記載。日付が不明な場合は、概ねの時期を記載ください。

No.	【設置場所】 ・集合住宅の場合：部屋番号 ・戸建群の場合：宅地番号など	源電池情報			家庭用燃料電池(エネファーム)情報				
		型番	源電容量 (kWh)	定額出力 (kW)	燃料電池ユニットの型番	貯湯ユニットの型番	発電出力 (kW)	購入金額	助成申請額
1	101号室				AB-1234	EF-789		1,500,000	150,000
2	102号室				AB-1234	EF-789		1,500,000	150,000
3	103号室				AB-1235	EF-790		1,500,000	150,000
4	104号室				AB-1236	EF-791		1,500,000	150,000
5	105号室				AB-1237	EF-792		1,500,000	150,000

マンションであれば居室ごと、戸建であれば建物ごとに、1行ずつ記載してください。

1.10 手続代行者（助成金交付要綱第12条参照）

助成申請者は、本手引き15ページ「1.7 助成金交付に係る一般申請」による助成金の交付申請に係る手続の代行を、第三者に対して依頼することが出来ます。

助成金の交付申請に係る手続の代行を行う者（以下、「手続代行者」という。）は、依頼された手続について誠意をもって実施してください。

また、公社は、必要に応じて調査を実施し、手続代行者が助成金実施要綱及び交付要綱、並びに本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者に対し代行の停止を求めることができます。

- * 手続代行者に依頼した場合、申請書類等について公社から助成申請者に質問や依頼がある際には、公社は原則として、手続代行者に連絡をします。
- * 公社は、手続代行者が助成金交付要綱や本手引きの規定に従って手続を遂行していないと認めるときは、当該手続代行者の代行の停止を求め、以後、当該手続代行者による申請は受け付けませんのでご注意ください。

2.1 交付決定及び交付額確定、助成金の支払（助成金交付要綱第13～17条参照）

公社は、本手引き15ページ「1.7 助成金交付に係る一般申請」により申請を受けた後、当該申請の内容についての書類審査及び必要に応じて行う現地調査等により、助成金を交付すべきものと認めるときは、公社の予算の範囲内で、本助成金の交付を決定し、助成金の額の確定を行います。

本助成金の額の確定後、助成申請者に対しその結果を通知するとともに、速やかに助成申請者が指定した口座に助成金の支払いを行います。

- * 助成金の交付決定通知は郵送にて行います。送付先は、原則助成申請者宛となります。助成対象機器等の設置場所が助成申請者住所と異なる場合、使用者宛てには送付されませんのでご注意ください。
- * 助成金額の確定を行うにあたっては、国及び区市町村が交付する補助金その他給付金の額を確認する必要があるため、各補助金その他給付金の審査状況が、本助成金額の確定時期に影響を及ぼす場合があります。
- * 申請内容に関する審査を行った結果、助成要件を満たさない場合等において、不交付の決定を行う場合があります。不交付とする場合についても、助成申請者に対しその結果を通知いたします。（助成金交付要綱第13条参照）
- * 助成申請者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に異議があるときは、交付決定通知の受領の日の翌日から起算して1週間以内に、申請の撤回をすることができます。（助成金交付要綱第15条参照）一度申請を撤回した対象機器等については、再申請はできませんのでご了承ください。

2.2 新築住宅等がしゅん工した旨の報告（助成金交付要綱第18条参照）

助成申請者及び助成金の交付を受けた助成申請者（以下「被交付者」という。）は、本交付申請をした後に、助成対象機器等を設置した新築の住宅又は新築分譲住宅等がしゅん工した場合にあっては、次のいずれか早い日までに、新築住宅等しゅん工届出書（第16号様式）により、しゅん工した事実を公社に報告しなければなりません。

(1) 平成34（2022）年3月31日

- (2) 当該新築住宅等に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条5項の検査済証の発行日から30日を経過した日

2.3 管理、譲渡等の報告等（助成金交付要綱第19条参照）

助成申請者及び助成金の交付を受けた助成申請者（以下「被交付者」という。）は、以下のとおり対象機器等の管理を行い、(2)～(3)に該当する場合には、公社へ届出を行ってください。

- (1) 被交付者は、対象機器等について、対象機器等の設置の日から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過するまでの期間（以下「法定耐用年数の期間」という。）において善良な管理者の注意をもって管理しなければなりません。この場合において、被交付者は、対象機器等に故障等不具合が生じたときは、速やかに修理又は改善措置をとらなければなりません。
- (2) 法定耐用年数の期間に、申請者又は被交付者の氏名、住所等の変更が生じた場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成申請者又は被交付者は、第17号様式の助成対象機器等所有者氏名等変更届を公社に提出しなければなりません。
- (3) 法定耐用年数の期間に、助成対象機器等の譲渡等（助成金交付要綱第19条第1項に規定する譲渡を除く。）により当該対象機器等の所有者が変更した場合は、当該変更が生じた日から30日以内に、助成申請者又は被交付者及び当該変更後の所有者は、第18号様式の助成対象機器等所有者変更届を公社に提出しなければなりません。この場合において、助成申請者又は被交付者における助成金の交付に伴う義務は、全て当該変更後の所有者に移転するものとします。

* 対象機器等の法定耐用年数は以下のとおりです。

- ・ 蓄電池システム(6年)
- ・ ビークル・トゥ・ホームシステム(8年)
- ・ 家庭用燃料電池(エネファーム)(6年)
- ・ 太陽熱利用システム(15年)

* 助成申請者又は被交付者は、対象機器等の所有権を移転させる場合には、変更後の所有者に対して、本事業の目的及び本助成金の交付に伴う義務や条件について十分に説明をしてください。

2.4 住宅供給事業者による新築分譲住宅等の販売等（助成金交付要綱第20条参照）

- (1) 被交付者が住宅供給事業者である場合において、当該住宅供給事業者が助成対象機器等を設置した新築分譲住宅等（以下「助成新築分譲住宅等」という。）を販売し、助成対象機器等の所有権が当該助成新築分譲住宅等を購入した者（以下「譲受者」という。）に移転したときは、当該住宅供給事業者及び譲受者は、当該機器の所有権が移転した日から30日以内に、第19号様式の助成対象機器等所有者変更届を公社に提出しなければなりません。
- (2) (1)の場合においては、被交付者における助成金の交付に伴う全ての条件、義務等は譲受者に移転します。当該移転後、交付要綱の各規定の「被交付者」は「譲受者」と読み替え、当該各規定を適用することとします。

- (3) 助成新築分譲住宅等を販売する住宅供給事業者は、当該販売に係る売買契約の重要事項説明書等に(2)に規定する内容を記載し、譲受者がこの内容に反することないよう、公社の求めに応じ、協力しなければなりません。

2.5 処分の制限 (助成金交付要綱第 21 条参照)

被交付者は、以下のとおり対象機器等の処分について制限がありますので、ご注意ください。

- (1) 被交付者は、公社の承認を受けずに、対象機器等の処分(本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。)をしてはなりません。ただし、法定耐用年数の期間を経過した場合はこの限りではありません。
- (2) 被交付者は、(1)本文の承認を受けようとするときは、あらかじめ、第20号様式の取得財産等処分承認申請書を、公社に提出するものとします。
- (3) 公社は、(2)の申請を受けたときは、速やかに(1)本文の承認をし、又は承認をしないことを決定し、決定の内容を(2)の申請をした者に通知するものとします。
- (4) 被交付者は、(1)本文の承認を受けて対象機器等の処分をして収入がある場合は、当該処分をすることにより得た収入の金額が助成を受けた金額以上のときは当該助成を受けた金額を、その収入が助成を受けた金額を下回るときは、当該収入の全額を公社に納付しなければなりません。

2.6 交付決定の取消し (助成金交付要綱第 22 条参照)

被交付者は次のいずれかに該当した場合には、助成金の交付決定の全部又は一部が取り消される場合があります。なお公社は、当該取消しを行ったときは、速やかに被交付者に通知するものとします。

- (1) 被交付者が偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき
- (2) 被交付者が助成金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件その他法令に違反し、又は助成金交付要綱に基づく公社の請求に応じなかったとき
- (3) 対象機器等に対して、都における他の助成金が交付されていることが判明したとき

2.7 助成金の返還 (助成金交付要綱第 23 条参照)

- (1) 被交付者は、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消された場合、既に交付を行った助成金があるときは、公社が付す期限内において、交付を受けた助成金の返還をしなければなりません。
- (2) 被交付者は、本助成金の交付を受けた後、当該本助成金の額が、本手引き 13 ページ「1.5 助成金の交付額」に定める額を超えたことが判明した場合は、公社が付す期限内において、当該超過額の返還をしなければなりません。
- (3) 被交付者は、(1)及び(2)により本助成金の返還の請求を受けたときは、公社が指定する期日までに、当該本助成金を公社に返還しなければなりません。
- (4) 被交付者は、(3)の規定により本助成金を返還したときは、公社に対し、助成金返還報告書(第 22 号様式)を提出しなければなりません。

2.8 違約加算金及び延滞金（助成金交付要綱第 24、25 条参照）

- (1) 公社は、本助成金の全部又は一部の取消しを行った場合において、被交付者に対し、返還請求を行ったときは、本助成金の受領の日から納付の日までの日数（公社の事務処理に係る期間として公社が認める日数を除く。）に応じて、返還すべき額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとします。
- (2) 被交付者は、(1)による違約加算金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。
- (3) 公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求した場合であって、被交付者が、公社が指定する期限までに当該返還金額（違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。）を納付しなかったときは、当該被交付者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額につき年 10.95 パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとします。
- (4) 被交付者は、(3)による延滞金の納付の請求を受けたときは、これを公社に納付しなければなりません。

2.9 他の助成金等の一時停止等（助成金交付要綱第 26 条参照）

公社は、被交付者に対し、本助成金の返還を請求し、被交付者が当該本助成金、違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき助成金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとします。

2.10 個人情報の取り扱い（助成金交付要綱第 30 条参照）

公社は、本事業の実施に関して知り得た助成申請者の個人情報については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、都に提供するほか、国、自治体等が行う住宅用創エネ機器等の設置に係る助成金その他の給付金の交付事業に関わる目的にのみ使用します。

また、公社は、助成金の交付額の算定その他本事業の目的を達成するために必要な範囲において、助成申請者が国、自治体等から交付される助成金その他の給付金に係る情報を国、自治体等と協議の上、当該国、自治体等から収集することがあります。

上記及び法令に定められた場合を除き、公社は、助成申請者の個人情報について、本人の承諾なしに、第三者に提供し、又は第三者から収集することはありません。

3.1 申請様式の記載例・添付書類（個人申請の場合）

※法人申請等の様式で不明な点は、個別にお問い合わせください。

(1) 個人である所有者が申請される場合

記載例 【様式第1号】 交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)

(第1号様式)

(1/4)

個人申請者用

記載例は、助成申請者が個人の場合を前提として、第1号様式を使用しています。法人、リース事業者の場合は様式が異なりますので、15ページにてご確認ください。

記入日 平成 31 年 4 月 25 日

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿

家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業 助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)

公益財団法人東京都環境公社が定める「家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付要綱」に同意のうえ、要綱第8条第1項に基づき、下記のとおり申請します。

記

対象機器等の所有者、所有する機器等を貸与する者、その他マンション管理組合や住宅供給事業者が、助成申請者となることが出来ます。

(1) 助成申請者に関する情報

- (i) 申請者に関する情報を証明するため、運転免許証(申請者の氏名・住所が確認できるもの)の写し等、申請者本人確認書類を提出いただきます。このため、本欄記載事項と申請者本人確認書類の記載内容が一致していることを確認してください。
- (ii) 助成申請時の添付書類である対象機器等に係る領収書の宛先(注文者)は、下記の助成申請者の氏名が記載されているものと限ります。
- (iii) 助成金交付要綱第9条に規定する事前申請を行っており、公社から「助成金事前申請受理決定当該通知書」に記載されている受理番号を記載してください。

領収書の宛先(注文者)と一致していることをご確認ください。

◆公社は、本欄に記載された氏名及び住所に対して、交付決定通知書等を送付します。

(フリガナ) 申請者氏名	フリガナ	トウキョウ ハナコ	電話番号(※)	03-1234-XXXX
	氏名	東京 花子	* FAX番号	03-1234-XXXX
申請者住所	フリガナ	トウキョウ トウホウ トウリ トウチヨウ オウノ ヲウリ トウマンショウ502ジ ヌラ	* 電子メールアドレス	OOOO@△△.co.jp
	〒	163 - XXXXX	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記)	
	都道府県	東京 千代田	区市町村	千代田〇丁目〇番〇号 千代田マンション502号室

(※) 電話番号は、日本連邦の電話番号に一致するものを入力してください。* マークが付いている項目の記入は任意です。

・申請者住所は都外でも可です。
・住居表示による住所を記載ください。

助成要綱第9条による事前申請が受理されている場合に記載が必要です。
※助成要綱第10条による住宅供給事業者による事前申請(特例)が受理されている場合は第3号様式を使用してください。

マンション管理組合法人が未設立の場合に使用してください。
マンション管理組合法人による申請は第3号様式を使用してください。

(フリガナ) 管理組合名	
管理組合住所	
・上記(iii)に該当する場合に記入してください。	
「助成金事前申請書受理決定書」の受理番号	

対象機器等から供給される電力等を使用する住宅に関する情報を記載してください。

(2) 対象機器等設置場所に関する情報

- (i) 選択項目(□)については、交付申請時点で、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
 - (ii) 助成対象機器が都内の住宅に設置されていることを確認するため、設置機器の領収書等に「住宅」と記載されていることを確認してください。申請時に添付していただく写真で、「住宅」との確認ができない場合は、当該機器の設置場所を「その他(下記に住所記載)」としてください。
 - (iii) 対象機器等の使用者を代表する方について、氏名を記入してください。
 - (iv) 対象機器等設置後2年を経過した後に、電気使用量等の実績データに関する報告を求め、当該アンケート用紙については、原則、以下の住所及び代表者宛に送付します。
- (1)の助成申請者は本助成金の交付条件を確認していただき、対象機器等の使用者にアンケート

賃貸住宅の各部屋に設置する場合は、各電灯毎ごとに作成願います。
また、対象機器等使用者代表氏名欄には、賃貸オーナー名を記載下さい。

対象機器等を設置する建物の住所	選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)等を入れてください。	<input type="checkbox"/> 助成申請者住所と同じ	<input type="checkbox"/> その他(下記に住所記載)
	フリガナ	トウキョウト ミタカシ ミタカ	〇チョウメ
対象機器等使用者代表者氏名	〒	153 - XXXXX	(マンション・アパート名・部屋番号まで必ず記)
	都道府県	東京 三鷹	区市町村
電力を供給する住宅の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 戸建住宅	<input type="checkbox"/> 集合住宅 (<input type="checkbox"/> 住戸(専有部) <input type="checkbox"/> 共用部)	総戸数 集合住宅の場合
上記住宅の既築・新築別(※)	<input type="checkbox"/> 既築住宅	<input checked="" type="checkbox"/> 新築住宅(※)	しゅんぎ予定日(※)
上記住宅の所有権の所在	<input checked="" type="checkbox"/> 自己所有	<input type="checkbox"/> 自己所有以外	

設置する住宅の住居表示を記載してください。

対象機器等を使用する建物全体の戸数を記載ください。

建物の登記簿上、所有権に申請者が含まれている場合は「自己所有」、それ以外は「自己所有以外」となります。

(※) 交付申請時、助成対象機器を設置する新築住宅等がしゅんぎ前である場合、しゅんぎ予定日を記載してください。

(3)対象機器等に関する情報

選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。

小数点以下第2位までを記載ください。

対象機器	対象機器等名称・設置規模		設備容量等(※2)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 蓄電池システム	1	台	6.20
<input type="checkbox"/> ビークル・トゥ・ホームシステム		台	2.20	kW (定格出力)
<input checked="" type="checkbox"/> 家庭用燃料電池(エネファーム)	1	台	0.70	kW (定格出力)
<input checked="" type="checkbox"/> 太陽熱利用システム(※1)	4.00	m ²		-

(※1)太陽熱利用システムは、集熱器の面積を記載してください。

(※2)機器の設備容量等を記載してください。

(4)助成申請金額に関する情報

- (i) 対象機器等について、複数台数の申請を行う場合は、1台又は1システムごとに記載してください。
- (ii) 対象機器費等が完済されていることを確認するため、領収書等の提出が必要です。
- (iii) 購入金額欄に記載する金額が、領収書等に記載された対象機器等に係る機器費等の金額と一致する必要があります。

対象機器等名称(※1) (プルダウンから選択できます。)	購入金額(税抜) 機器によって異なります(※2)	助成申請金額(千円未満切捨) (※3)
(1) 蓄電池システム	1,500,000 円	600,000 円
(2) 家庭用燃料電池(戸建住宅)	1,000,000 円	100,000 円
(3) 太陽熱利用システム(戸建住宅)	900,000 円	240,000 円
(4)	円	円

(※1)家庭用燃料電池及び太陽熱利用システムは、助成上限額が「戸建住宅」、「集合住宅」で異なるため、該当する方を選択してください。

(※2)購入金額は、助成対象機器ごとに以下の指定する金額を記載してください。

- ・蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池(エネファーム):機器の金額(税抜)
- ・太陽熱利用システム:機器の金額(税抜)と設置工事費(税抜)の合計額(ただし、補助熱源機に係る金額は除いてください。)

(※3)「購入金額」に対して規定の助成率を乗じた額又は上限額のいずれか小さい金額を記載してください。

(5)太陽光発電システムの設置状況に関する情報

- (i) 本助成金交付要綱第5条(助成対象事業)において、蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを設置する場合、太陽光発電システムの同時導入を助成条件としています。
ただし、対象機器の領収書の領収日が平成30年4月1日以降の場合は、太陽光発電システムを既に設置している場合も助成条件を満たすこととします。
- (ii) 助成申請者は、以下の表に記載した太陽光発電システムを、(2)の対象機器等の設置場所において、設置していることを確認してください。
- (iii) 対象機器と太陽光発電システムを設置する建物の住所もしくは電灯契約が異なることが判明した場合は、原則、助成申請者に対して、助成金の返還を求めることとなりますので、注意してください。

(太陽光発電システムに関する情報)

(1)太陽光発電システムの設置種別	<input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 既設(※1)
(2)モジュールの製造者名(メーカー)	株式会社〇×〇×
(3)モジュールの型式名	S12345・P34567・K56789
(4)太陽光発電システムの最大出力(※2)	4.15 kW
(5)モジュールが受けている認証	<input checked="" type="checkbox"/> 一般財団法人電気安全環境研究所(JET)による認証 <input type="checkbox"/> 国際電気標準会議(IEC)のIECEE-PV-FCSIに加盟する海外認証機関による認証 <input type="checkbox"/> その他(太陽光発電システムの設置種別が「 <input checked="" type="checkbox"/> 既設」のみ)(※3)
(6)電力受給契約者又は系統連携協議依頼者の氏名	東京 花子
(7)設置年月日(領収書の領収日又は引渡日)(※4)	平成31年4月20日

(※1)太陽光発電システムの設置日が蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムの領収書の領収日より前の場合は、既設にチェック(✓)を入れてください。

(※2)同時導入(新設)の場合、モジュール出力の合計とインバータの出力を比較し、出力の小さい方を記載してください。

(※3)JET又は海外認証機関による認証を受けておらず、国、東京都又は公益財団法人東京都環境公社による住宅用太陽光発電システムの助成金の対象となっていた場合は、当該交付決定通知書(写し)、又は売電明細等(再生可能エネルギー発電事業計画認定を受けていることを証する文書)を提出することにより助成要件を満たすこととします。
その場合は、その他に(✓)を入れてください。

(※4)同時導入(新設)の場合、太陽光発電システムの設置日が、蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムの領収書の日付け後3ヶ月以内であることが必要です。

(6) 手続き代行者に関する情報

・申請者以外が助成金申請に係る手続きを代行する場合は、以下の枠線内も記入してください。
その場合、公社からの提出書類等の確認に関する連絡は、原則として手続き代行者に行います。

東京都外の会社でも構いません。
手続代行をする会社又は拠点の代表者を記入してください。

会社名	フリガナ カキョウエネルギー販売株式会社		担当者電話番号	03-1234-XXXX
	環境エネルギー販売株式会社		担当者携帯電話番号	090-0000-XXXX
			* FAX番号	03-1234-XXXX
			* 電子メールアドレス	0000@△△.co.jp
会社又は拠点の代表者	役職名	東京東店店長	氏名	環境 太郎
担当者部署名	総務部販売課		担当者名	環境 次郎
代行者住所	フリガナ トキョウト チウキョウ オウチヨウ オウチヨウ オハシ			
	〒	111	-	0000

*マークが付いている項目の記入は任意です。

部署名がない場合は、「-」(ハイフン)としてください。

(7) 助成金振込先に関する情報

- (i) 助成金振込先の口座名義は、(1)記載の助成申請者の氏名と同一にしてください。
- (ii) マンション管理組合における理事長等の代表者において、当該管理組合が所有する対象機器等に係る助成金を申請する場合は、助成金振込先の口座名義を(1)の管理組合名と同一にしてください。
- (iii) 金融機関名、支店名、口座名義は必ずカタカナで記入して下さい。

・金融機関名、支店名、口座名義はカタカナで記載してください。
・ゆうちょ銀行も本様式を使用できます。銀行番号・店名コードの記載方法はインターネット等で確認ください。

金融機関名 (カタカナ)	ユウチョウギンコウ											
支店名 (カタカナ)	ゼロゼロイチテン											
金融機関コード	9	9	0	0	支店コード	0	0	1	預金種類 (該当項目に✓)	<input checked="" type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 貯蓄	<input type="checkbox"/> 当座
口座名義(※) (カタカナ)	※必ずカタカナで記入してください。 トウキョウ ハナコ											
口座番号 (右詰)	0	0	0	1	2	3	4					

(8) 他の助成金の申請状況

- (i) 選択項目(□)については、枠内の該当する項目にチェック(✓)を入れてください。
- (ii) 複数システムを申請されている場合は、申請書3/4ページをもう1枚添付し、(8)の部分のみ記載し提出してください。

区市町村への申請	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
区市町村名	〇区新エネルギー及び省エネルギー機器等導入助成制度	助成金交付額 (予定額)	蓄電池：50,000、 エネファーム：50,000 円
国等への申請	<input checked="" type="checkbox"/> 申請済み <input type="checkbox"/> 申請予定 <input type="checkbox"/> 申請予定なし		
事業名	FCA民生用燃料電池導入支援補助金	助成金交付額 (予定額)	120,000 円

下記の〈同意事項〉の内容に同意し、本申請内容に間違いがないことを確認したうえで署名、捺印します。

平成 31 年 4 月 25 日		必ず、自筆による署名と捺印(認印可)をお願いします。(朱印)	
助成金申請者 署名捺印	氏名 東京 花子 (東京)	手続き代行者 署名捺印	事業者名 (会社名) (環境2014-販売株式会社) 担当者氏名 環境 次郎 (環境)
申請者本人が必ず署名捺印ください。		※代行事業者の担当者が必ず署名捺印ください。	

〈同意事項〉 ※必ずお読み

会社が助成金の承諾は、申請

法人申請者は申請法人代表者の署名と捺印(代表者印)をお願いします。
申請書第3号様式1/4(1)助成金申請者に関する情報欄の「代表者氏名」と同一にしてください。

は、以下の同意事項に承諾いただく必要があります。この同意事項へについて誓約いただくことを目的としています。

1 申請者について

●申請者が、及び添付書類に事上の法的責任を負う

「**交付要綱**」という。)第22条第1項第1号)の交付要綱・手引に基づき提出いただく助成金交付申請書及び、申請の内容に虚偽の記述をした場合には、民事上及び刑事上、

申請の内容に虚偽の記述をした場合には、民事上及び刑事上、

●交付要綱第8条の規定に基づく助成金等の交付の申請を行うに当たり、当該申請により助成金等の交付を受けようとする者(法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。)が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことについて同意してください。

また、この同意に違反又は相違があり、同要綱第22条の規定により助成金等の交付の決定の取消しを受けた場合において、同要綱第23条の規定に基づき返還を命じられたときは、これに異議なく応じることに同意してください。

あわせて会社が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意してください。

* この同意書における「暴力団関係者」とは、以下の者をいいます。

- ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者
- ・暴力団員を雇用している者
- ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者
- ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者
- ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

2 対象機器等を設置する住宅等の所有者の承諾について(交付要綱第3条第1項の三)

申請者は、申請者本人以外の住宅等所有者がいる建物に対象機器等を設置する場合、当該建物の全ての所有者の承諾を得て申請してください。

3 設置施工の安全性確保について(交付要綱第14条第1項第1号)

申請者は、対象機器等が立地上又は構造上危険がないことを確認した上で申請してください。また、会社が求めた場合には、安全性等を確認する書類の提出に応じていただきます。

4 助成対象の調査等(交付要綱第12条第3項、第14条第1項第二・三・四号)

申請者に対して、電話による問合せを行う場合、追加書類の提出を求める場合及び助成対象機器等設置場所への立ち入りを含めた現地調査の協力をお願いする場合があります。本事業の適正な実施を図るため、会社が特別に定める場合を除き、調査への協力が得られない場合、助成金の返還を求める場合があります。

5 申請の取消しについて(交付要綱第22条第1項)

申請者が、交付要綱第22条により規定された取消しの対象とされている行為を行った場合、会社は直ちに申請の取消しを行い、取消し後の申請を受理しない場合があります。

6 個人情報の保護(交付要綱第30条第1項から第3項まで)

会社は、申請者から提出された個人情報について、個人情報への不正アクセス及び個人情報の紛失、破壊、改ざん、漏えい等の防止に関する適切な措置を行い、また、その見直しを継続して図ることにより、個人情報の保護に努めるものとします。また、提出された個人情報は、申請に係る審査業務に利用するほか、本事業の効果検証のための調査、会社が作成するパンフレット・事例集及び、都が行う調査業務に利用させていただくことがあり、都が行う調査業務については、都が指定する団体に提供を行う場合があります。なお、その他法令に定められた場合を除き、本人の承諾なしに、申請者から提出された個人情報を第三者に提供することはありません。

7 専属的合意管轄裁判

申請に係る申請者と会社との訴訟については、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

8 免責

本事業により設置された対象機器等の不具合や故障について、会社はその責任の一切を負いません。

申請者が送付する申請書、会社が送付する通知書その他送付物の送付に係る遅延、紛失、損害等全ての事故について、会社は一切の責任を負いません。

9 注意事項

●提出いただいた申請書及び添付書類は返却いたしません。

●申請者の住所等の変更について、申請者が会社に対し連絡を行わなかったために、会社が発送する通知書その他送付書類の到達が遅延し、又は到達しなかった場合でも、当該通知書その他送付書類(会社に返送されたものは除きます。)は、通常到達すべき時に申請者に到達したものとみなします。

●申請に関して不明な点は、申請の手引を参照ください。

※申請される方は本申請書のコピーをとり、お手元大切に保管してください。

(備考)用紙は日本工業規格A4とし、縦位置とします。

申請者本人確認書類 貼り付け台紙

○申請者本人確認書類 貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

助成金交付申請書（兼設置完了報告書）の申請者情報（氏名及び住所）を証明するものです。

下記の書類のうち、いずれか一つのコピーをご提出ください。

- ①運転免許証 ②健康保険証 ③住民基本台帳カード ④パスポート
- ⑤外国人登録証明書又は在留カード ⑥身体障害者手帳 ⑦療育手帳
- ⑧精神障害者保健福祉手帳

※日本で発行されているもの

※記載内容がはっきりと確認できるもの

※氏名と住所が記載されている面（ページ）が分かれている場合は、両方の面（ページ）の写しが必要

※有効期限内であること

※現住所・氏名の記載であること

※事前申請で一度提出しているものから、記載内容に変更がない場合は提出不要とする。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等 領収書(カラーコピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 領収書 (カラーコピー) 貼り付け欄

- ※ 用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。
- 当該機器等の購買を証明するため、「領収書」を提出してください。
- ※ クレジットカード・ローン払いによる場合についても、販売店が発行した領収書など対象機器等の購買を証明する書類を作成してください。(本手引き 57 ページ参照)

領収書 № _____

① OO ΔΔ 様

金額 ② ¥*, **, ***

上記の金額正に領収いたしました。

③ 但し、燃料電池(エネファーム)下記の機器費一式(500,000円(税抜))を含む

④ 設置場所住所 東京都○○区○○1-2-3

⑤ ○メーカー製

⑥ 燃料電池ユニット AB-0123ABC-A

⑦ 製造番号○○○年○月-××××××

⑧ 収入印紙 400

⑨ 領収日 平成○年 △月 □日

⑩ 〇×〇株式会社 東京営業所 営業所長 雷電 光

⑪ 代表取締役 役員

「機器費」(機器費一式でも可)と記載して下さい。なお、太陽熱利用システムの場合は工事費を含んだ金額として下さい。

セロハンテープで貼り付けて下さい。

以下の内容がはっきり確認できるカラーコピーをご提出ください。

- ① 宛名(助成申請者名であること)
- ② 領収金額
- ③ 助成対象経費
- ④ 設置場所住所
- ⑤ 対象機器メーカー名
- ⑥ 対象機器型番
- ⑦ 製造番号
- ⑧ 収入印紙及び割印(消印)が確認できるもの
- ⑨ 領収日
- ⑩ 発行者(販売事業者)名
- ⑪ 発行者(販売事業者)捺印

※ 但書に③~⑦の記載がない場合、以下のいずれかを併せて提出してください。

- ・ 販売事業者が作成した「対象機器等に関する領収書内訳について」(本手引き 51~55 ページ参照)
- ・ 工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で③~⑦の内容が確認できるものの写し

※ クレジットカード・ローン等の理由で収入印紙(⑧)がなく、且つ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等)は、併せてクレジットの契約書等の写しが必要です。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等 保証書(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 保証書 (コピー) 貼り付け欄

※用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 購入時又は設置時に受領した保証書の内容を確認の上、コピーを貼り付けてください。
- 対象機器メーカー名、対象機器型番又はパッケージ型番、製造番号がはっきりわかるようにコピーして、貼り付けてください。
※使用者控え (お客様控え等) のコピーであること



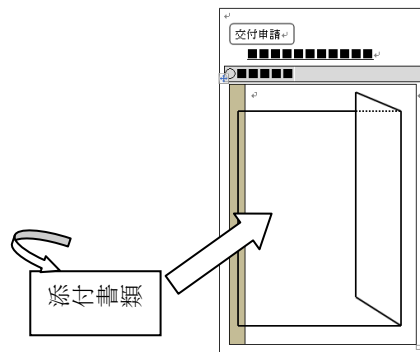
セロハンテープで貼り付けて下さい。

※保証書の提出が困難である場合は設置した機器の販売元業者が作成した『設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明』を提出すること。(本手引き 58 ページ参照)

【貼り付け方法】

貼り付け欄より添付書類が大きい場合は右端を折り曲げて、貼り付けてください。

縦長の添付書類は横向きにして貼り付けてください。



※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等を設置する建物及び対象機器等から 供給される電力を使用する住宅の全景写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 設置写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 対象機器等を設置する建物と、対象機器等が供給する電力等を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- 全景写真では対象機器が写ってなくても構いません。
- 1階部分から全体が写るように撮影してください。
- 玄関正面側から建物全体を撮影した写真をご用意ください。
- 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合には、複数に分かれても構いません。
- 建物の全景がはっきりと分からない(日没後撮影等)場合、再度撮影を依頼する可能性があります。
- その他添付する写真について、以下の点に留意してください。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

※ カラー印刷又は、カラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上

※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。

セロハンテープで貼り付けて下さい。



必ず、玄関正面側から
撮影したものとしてください。

見本

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等の設置状態を示す写真

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 設置写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置完了後の写真を提出してください。
- 家庭用燃料電池（エネファーム）の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニットのすべてが写るよう撮影してください。
 - ※ 停電時発電継続機能が外付けの場合、外付けであることわかるよう撮影してください。
 - ※ ユニット同士の距離が離れており、1枚では収まりきらない場合は、複数枚に分かれても構いません。
- 太陽熱利用システムの場合は、集熱器、蓄熱槽それぞれ撮影してください。
- 対象機器等の上から日よけ等の目的でカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影してください。
- 太陽光発電システムについては設置後の写真を添付してください。
 - ※ 蓄電池、ビークル・トゥ・ホームを申請する場合
- 写真の縦横比を変更しないでください。
- その他、添付する写真について、以下の点に留意してください。

- ※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。
- ※ カラー印刷又は、カラープリント写真
- ※ 写真の大きさは、サービス判（Lサイズ127×89mm）以上
- ※ 1枚に収まらない場合は本台紙を複写して、全ての写真を添付してください。
- ※ 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真としてください。

(エネファームの例)
(燃料電池 U・貯湯 U)



見本

燃料電池の場合、燃料電池ユニット・貯湯ユニットすべての設置写真が必要です。(外付け停電時発電継続機能含む)

セロハンテープで貼り付けて下さい。

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

対象機器等 銘板写真貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○対象機器等 銘板写真貼り付け欄

※ 書類の用紙サイズが A4 でない場合は本台紙をご利用ください。

- 設置した後の対象機器等の銘板を撮影し、提出してください。
- 太陽熱利用システムの場合、集熱器、蓄熱槽の銘板が必要です。

※ 写真は、現像又はプリントアウトし、はがれないように貼り付けてください。

※ カラー印刷又はカラープリント写真

※ 写真の大きさは、サービス判 (Lサイズ 127×89mm) 以上

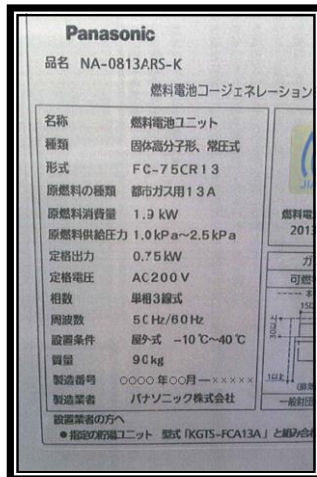
※ 対象機器型番等がはっきりと見える写真。

<対象機器等の銘板写真> . . . 設置台数分必要です

■燃料電池の場合

※各ユニットの銘板すべて必要です (外付け停電時発電継続機能含む)

セロハンテープで貼り付けて下さい。



(燃料電池ユニット)



(貯湯ユニット)

■蓄電池システムの場合

型 式	
製造番号	
定格電圧	
定格消費電力	
株式会社〇〇工業	

※この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とし、縦位置とする。

通帳(コピー)貼り付け台紙

申請される方は、貼り付け済みの本台紙のコピーをとり、お手元に大切に保管して下さい。

○通帳(コピー)貼り付け欄 振込口座情報の記載された通帳のコピーを提出してください。

※書類の用紙サイズがA4でない場合は本台紙をご利用ください。

- 通帳は、表紙と振込口座情報が記載されているページの見開きのコピーが必要となります。
- 助成金申請者と同一の口座名義としてください。

【助成金振込み口座通帳コピー】

右記の助成金振込み口座情報の記載がはっきりわかる通帳のコピーを貼り付けてください。

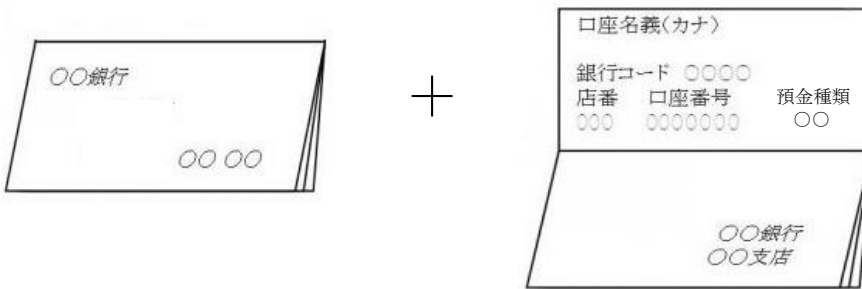
①金融機関名(コード)	④口座番号
②支店名(コード)	⑤カタカナの口座名義
③預金種類	

※インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの(又は金融機関ホームページのログイン後の画面)で、「金融機関名」「支店名」「預金種類」「口座番号」「カタカナの口座名義人氏名」が確認できるものを提出ください。

以下の通帳のコピー2枚をご用意ください。(表紙及び表紙裏ページの両方が必要です。)

●通帳の表紙のコピー

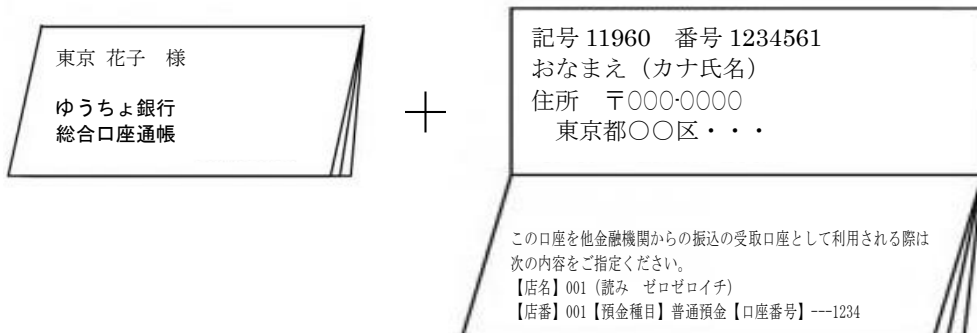
●通帳の振込口座情報が記載されているページの見開きコピー



ゆうちょ銀行の場合も同様に、「表紙」及び「表紙裏ページ」両方のコピーを提出ください。

●通帳の表紙のコピー

●通帳の振込口座情報が記載されているページの見開きコピー



セロハンテープで貼り付けてください。

※この用紙の大きさは、日本産業規格A4とし、縦位置とする。

4.1 申請書類を作成いただく前に(留意事項:必ずお読みください。)

申請書類及び添付書類(本手引き 15 ページ以降)の作成・提出に当たっては、以下の点に留意してください。

また、相談窓口にて問合せの多い質問については、公社(クール・ネット東京)のホームページに、随時、「よくある質問」として更新していく予定です。

こちらにつきましても、ご確認いただきますようお願いいたします。

【ホームページ】「よくある質問」

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/>

- * 助成金の審査手続中、公社からのお問い合わせの際に確認をお願いすることがありますので、**提出書類は必ずコピー**をとった上で提出し、控えを保管してください。公社に提出された書類をFAX等で助成申請者及び手続き代行者にお送りすることはできません。
- * 必要事項の確認のため、本手引き15～24ページ記載の必要書類に加え、別途資料及び書類等の提出をお願いする場合があります。

(1) 申請者本人確認書類

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の助成申請者に関する情報を証明するものです。

以下の書類のうちいずれか一つの写しについて、有効期限内のものを提出してください。なお、申請書本人の氏名・住所の内容がはっきりと確認できるものとしてください。

- ※ 日本で発行されたものであること。
- ※ 有効期限内のものであること。
- ※ 現住所・氏名の記載であること。
- ※ 氏名と住所が記載された面(ページ)が分かれている場合は、両方の面(ページ)が必要です。

- ① 運転免許証、② 健康保険証、③ 住民基本台帳カード、④ パスポート、⑤ 外国人登録証明書又は在留カード、⑥ 身体障害者手帳、⑦ 療育手帳、⑧ 精神障害者保健福祉手帳

(2) 対象機器等を購入した際の領収書の写し(カラーコピー)及び領収書内訳

- ① 領収書に下記必要項目の記載が出来ない場合や記載がない場合は、必ず公社の定める様式で領収書内訳を作成し提出してください。

<ul style="list-style-type: none">・宛名(助成申請者名であること) ・領収金額 ・助成対象経費(機器費のみ、工事費(※)、消費税含まず)・設置場所住所 ・対象機器メーカー名 ・対象機器型番 ・製造番号 ・収入印紙及び割印(消印)・領収日 ・発行者(販売事業者)名 ・発行者(販売事業者)捺印(※)太陽熱利用システムを申請する場合は、工事費についても記載してください
--

- ・販売事業者が作成した「対象機器に関する領収書内訳について」(※1)
- ・工事請負契約書等の契約書類(及び付属書類)で上記①の内容が確認できるものの写し(※2)

- ② 新築の場合など、対象機器等以外の費用が含まれている領収書についても提出は可能ですが、①の項目を証明していただくため、公社の定める様式で領収書の内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。
- ③ 複数台をまとめて購入した際の領収書については、対象機器 1 台ごとの助成対象経費、対象機器の製造メーカー名、対象機器の型番等上記①の内容が記載されたものが必要です。必要に応じて領収書内訳を作成し、領収書と併せて提出してください。

- ④ 収入印紙及び割り印(消印)が確認できるものがが必要です。収入印紙がなく、かつ、クレジット支払いである事が明確でない場合(但書の記載が「立替払い」となっている等。)は、追加でクレジットの契約書等の写しが必要です。
- ⑤ ローン、クレジット契約であっても、対象機器等の所有権が助成申請者にある場合は、助成対象となります。ただし、対象機器等の販売を行った者が発行した領収書が必要です。なお、銀行振込証は認められません(クレジット払いなどの領収書作成例は本手引き 57 ページをご参照ください。但し、提出する際は上記①の項目が全て記載されていることが必要です。)
- ⑥ 領収書に記載された対象機器等に係る機器本体額について、市場価格等を調査した上で著しく乖離があるものと公社が認めた場合には、対象機器等を設置する住宅への現地調査による設置状態等の確認、申請者及び手続代行者等への聞き取り調査による販売状況等の確認を行うことがあります。

(※1) 領収書に助成対象金額等必要な項目が記載できない場合は、別紙「対象機器に関する領収書内訳について」(本手引き 51～55 ページ参照)を提出してください。

- ・「対象機器に関する領収書内訳について」の金額と、助成金交付申請書(2/4) ページ内の(4)における「購入金額」は同額となります。
- ・「対象機器に関する領収書内訳について」への捺印に使用する印(発行元の氏名も含む)は、領収書と同一の印が必要です。

(※2) 助成対象機器等の設置に係る工事請負契約書等の写しをもって、領収書の内訳金額を証明することも出来ます。

- ・工事請負契約書(契約書類)等には、上記(2)①とあわせて助成申請者及び発行者(販売事業者)捺印が必要です。両者の印がはっきり確認できるものを提出してください。(注文書及び注文請書など書類を別々に作成したときには、両方の写しが必要となります。)

(3) 対象機器の保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
(注意)複数台をまとめて購入する場合は、各助成対象機器等の型番、製造番号等がわかるものとしてください。
- ③ 保証書がすでに最終所有者の手元にある等、提出が困難な場合は「設置した機器等が新品かつ未使用品であることの証明」を提出してください。(本手引き 58 ページ参照)

(4) 対象機器等を設置する建物及び対象機器等から供給される電力等を使用する住宅の全景写真

- ① 1階部分から建物全体(正面玄関側)が写っているものをご用意ください。
- ② 対象機器等を設置する建物と対象機器等から供給される電力を使用する住宅が異なる場合は、それぞれの全景写真を提出してください。
- ③ 全景写真では、助成対象機器が写ってなくても構いません。
- ④ 建物の立地や建築構造上、1枚に収まりきらない場合は、複数に分かれていても構いません。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(L サイズ 127×89mm)以上のものにしてください。

※ 日没後撮影等で建物の全景がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

(5) 助成対象機器等の設置状態を示す写真

- ① 設置された機器等の全景写真を提出してください。
- ② 設置完了後(設置した事実がわかるもの)の写真を提出してください。
- ③ 対象機器等を設置した部屋や屋外の場所が分かるような写真としてください。
- ④ 写真の縦横比を変更しないでください。
- ⑤ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑥ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑦ 1枚に収まりきれない場合は、複数枚に分かれていても構いません。

※ 日没後撮影等で助成対象機器等の設置状態がはっきりと確認できない場合は、再度撮影を依頼する可能性があります。

※ 日よけ等の目的で対象機器等を覆うカバーを設置する場合は、カバー設置前、もしくはカバーを開けた状態で、中の対象機器等がはっきり確認できるよう撮影してください。

※ 家庭用燃料電池(エネファーム)の場合は、燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)それぞれが写っている写真が必要です(複数枚に分かれても構いません。)

※ 太陽熱利用システムの場合は、集熱器、蓄熱槽それぞれが写っている写真が必要です。

(6) 助成対象機器等の型番及び製品番号(銘板)を示す写真

- ① 設置完了日以降の写真を提出してください。
- ② 型番と製造番号が1枚に写っている写真を提出してください。型番と製造番号の表示が欠けておらず、アルファベットや数字等が明確に読み取れる精度の写真を出してください。
- ③ 雨水やフラッシュ等で型番と製造番号(銘板)が読み取れない場合、再提出していただく必要があります。
- ④ 写真は、カラー写真又はカラー印刷したものを提出してください。
- ⑤ 写真の大きさは、サービス判(Lサイズ 127×89mm)以上のものにしてください。
- ⑥ 家庭用燃料電池(エネファーム)については、燃料電池ユニット、貯湯ユニット、停電時発電継続機能(外付けの場合)のそれぞれの銘板を撮影して提出してください。
- ⑦ 太陽熱利用システムの場合は、集熱器、蓄熱槽それぞれの銘板が写っている写真が必要です。

(7) 通帳の写し

助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の「助成金振込先に関する情報」記載の内容を証明する書類です。以下のうち、いずれか一つの書類とします。

- ① 振込口座情報の記載された預金通帳
- ② 振込口座情報の記載された貯金通帳

以下の助成金振込口座情報の記載がはっきりわかる通帳のコピー等を提出してください。なお、表紙、及び振込口座情報が記載された面(ページ)の見開き、両方の面(ページ)の写しが必要です。

・ 金融機関名(コード) ・ 支店名(コード) ・ 預金種類 ・ 口座番号 ・ カタカナの口座名義

※ 助成金申請者と同一の口座名義であること

※ インターネットバンキング等で通帳不発行の場合は、金融機関発行のもの、もしくは、金融機関ホームページのログイン後画面の写しで、金融機関名(コード)、支店名(コード)、預金種類、口座番号、カタカナの口座名義が確認できるものを提出ください。

(8) 集合住宅の総戸数が確認できる書類等

助成対象機器等から供給される電力を使用する集合住宅の総戸数が確認できる書類とは、当該集合住宅の建築計画書や平面図の写し、マンションの販売用チラシなど、総戸数が確認できるものです。本書類は、助成対象機器を集合住宅に設置する場合に提出いただきます。

(9) 蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームの助成金交付申請を行う方について、要件にある太陽光発電システムの「接続契約のご案内」の写し

電力会社との接続契約締結完了後のものをご提出ください。

※接続契約のご案内の代替として、「系統連系協議依頼票」の提出も認めます。

(10) 蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームの助成金交付申請を行う方について、要件にある太陽光発電システムの「出力対比表」

設置した全モジュールの出力と製造番号の対比表で、モジュールのメーカーが発行するものです。(太陽光モジュールの「製造メーカー」「型番」「製造番号」「パネル枚数」「公称最大値(ワット)」が記載されているもの。)

助成申請者名の記載がない場合は、空欄に助成申請者の氏名を補記してください。

※ メーカーが発行していない場合の対応について

- ① 出力対比表を作成して提出してください。(本手引き 56 ページ参照)
- ② 助成申請者名及び販売店名、製造メーカー名、太陽光モジュール型式、1枚当たりの公称最大出力(ワット)を記載してください。

(注) 複数の型式を設置される場合にはその旨わかるよう作成してください。

- ③ この場合には、製品に同梱されている製造番号の写し(バーコード)を貼付して提出してください。

(11) 太陽光発電システム又は太陽光モジュールの保証書の写し

- ① 購入時又は設置時に受領した保証書の写しを提出してください。使用者控え(お客様控え等)の写しとします。
- ② 製造者名(メーカー名)、型番がはっきり読み取れるものを提出してください。
- ③ 引渡日等の記載があるものを提出してください。

(12) 国、都又は公社による住宅用太陽光発電システム助成金交付決定通知書の写し(既設の場合)

JET 又は海外認証機関による認証を受けておらず、かつ過去に国、都又は公社により住宅用太陽光発電システムの助成金を受けていた場合に提出してください。

(13) 直近の太陽光発電の売電明細の写し(既設の場合)

買取起算日が助成対象機器の領収書の日付け(領収日)より前のものを提出してください。

(14) 蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームの助成金交付申請を行う方について、要件にある太陽光発電システムの設置状況を示す写真

設置後の写真を提出してください。

(領収書の但し書きに機器費等の記載ができない場合の領収書内訳書について)

【蓄電池システムの場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 _____ 公社理事長宛てに作成してください。
 (東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

申請者と同一である必要があります。(領収書の宛名が連名の場合も、申請者単名の記載で作成してください。)

対象機器に関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した蓄電池システムに係る領収書は、〇〇年〇〇月〇〇日付け領収書(領収書番号・・)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日または領収書番号を明確にしてください。

		記	機器本体額とします。(消費税抜き)
1	機器費 (消費税抜き)	〇〇〇,〇〇〇 円	
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	
3	製造者名 (メーカー)	株式会社〇〇電機	
4	パッケージ型番 <small>※複数台申請される場合は内訳がわかるよう記載してください。</small>	ABC-5678	SII に登録されている型番を記載してください。
5	製造番号 <small>※複数台申請される場合は内訳が分かるよう記載してください。</small>	12345678	蓄電池ユニットの製造番号を記載してください。

領収書の日付以降の日付を記入してください。

●年●月●日
 〇〇株式会社 〇〇営業所
 営業所長 〇〇〇〇 印

領収書と同一の印鑑としてください。

※この書類は、実際に支払った金額(領収書の金額)と申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができない場合に作成してください。

※コピーでは受付できません。原本をご用意ください。

【燃料電池（エネファーム）の場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 _____ **公社理事長宛てに作成してください。**
 （東京都地球温暖化防止活動推進センター） 殿

申請者と同一である必要
 があります。（領収書
 の宛名が連名の場合も、
 申請者単名の記載で作
 成してください。

対象機器に関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した家庭用燃料電池に係る領収書は、 〇〇年〇〇月〇
 〇日付け領収書（領収書番号・・・）のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所
 住所等を下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日または領収書番号を明確にしてください。

1	機器費（消費税抜き）	〇,〇〇〇,〇〇〇 円	機器本体額とします。 （消費税抜き）
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	
3	製造者名（メーカー）	株式会社×〇×〇	
4	型番 <small>※複数台申請される場 合は内訳がわかるよう 記載してください。</small>	燃料電池 ユニット	TK-1234ABC-K
		貯湯 ユニット	TKC1234
5	製造番号 <small>※複数台申請される場 合は内訳がわかるよう 記載してください。</small>	燃料電池 ユニット	〇〇〇〇年〇月-×××××
		貯湯 ユニット	△△. △△-△△△△△△

FCA に登録されている製造事業者
 またはブランド事業者名を記載し
 てください。

領収書の日付以降の日付を記入
 してください。

領収書と同一の印鑑と
 してください。

※この書類は、実際に支払った金額（領収書の金額）と
 申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができな
 い場合に作成してください。

※コピーでは受付できません。原本をご用意ください。

●年●月●日
 〇〇株式会社 〇〇営業
 営業所長 〇〇〇〇

【ビークル・トゥ・ホームシステムの場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 _____ **公社理事長宛てに作成してください。**
 (東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

申請者と同一である必要
 があります。(領収書
 の宛名が連名の場合も、
 申請者単名の記載で作
 成してください。

対象機器に関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行したビークル・トゥ・ホームシステムに係る領収書は、〇
 〇年〇〇月〇〇日付け領収書(領収書番号・・・)のとおりですが、当該機器の機器費
 及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日または領収書番号を明確にしてください。

記

1	機器費(消費税抜き)	〇〇〇,〇〇〇 円	機器本体額とします。 (消費税抜き)
2	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号	
3	製造者名(メーカー)	株式会社〇〇〇〇	
4	型番	ABCDEF	
5	製造番号	1-2345-6	

領収書の日付以降の日付を記入
 してください。

領収書と同一の印鑑と
 してください。

※この書類は、実際に支払った金額(領収書の金額)と
 申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができな
 い場合に作成してください。

※コピーでは受付できません。原本をご用意ください。

●年●月●日

〇〇株式会社 〇〇営業
 営業所長 〇〇〇〇

印

【太陽熱利用システムの場合】

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

公社理事長宛てに作成してください。

申請者と同一である必要
があります。(領収書
の宛名が連名の場合も、
申請者単名の記載で作
成してください。)

対象システムに関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した太陽熱利用システムに係る領収書は、〇〇年〇〇月〇〇日付け領収書(領収書番号・・・)のとおりですが、当該機器の機器費及び設置場所住所等を下記のとおり、証明いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日または領収書番号を明確にしてください。

1	機器費及び工事費 (消費税抜き)	〇,〇〇〇,〇〇〇 円
2	補助熱源機の控除額	□□□,□□□ 円
3	設置場所住所	東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号
4	製造者名 (メーカー)	株式会社×〇×〇
5	型番	システム AB-1234-5-CD
		集熱器 VXY-789
		蓄熱槽 FGH-123456JK-7
6	製造番号	集熱器 12345
		蓄熱槽 67890

本欄は、補助熱源機が蓄熱槽等と一体型の場合に、補助熱源機の種類に応じ、以下の控除額を記載してください。

- 1 潜熱回収型でない給湯機を含むもの(3除く): 7万円
- 2 潜熱回収型の給湯機を含むもの: 10万円
- 3 ヒートポンプ式の給湯機を含むもの: 20万円

領収書の日付以降の日付を記入
してください。

領収書と同一の印鑑と
してください。

※この書類は、実際に支払った金額(領収書の金額)と
申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができな
い場合に作成してください。

※コピーでは受付できません。原本をご用意ください。

●年●月●日
〇〇株式会社 〇〇営業
営業所長 〇〇〇〇

【太陽光発電システムの場合】※蓄電池システム又はビークル・トゥ・ホームシステムを申請する場合

公益財団法人 東京都環境公社 理事長
(東京都地球温暖化防止活動推進センター) 殿

申請者と同一である必要
があります。(領収書
の宛名が連名の場合も、
申請者単名の記載で作
成してください。

公社理事長宛てに作成してください。

対象システムに関する領収書の内訳について

「〇〇〇〇」様宛に発行した太陽光発電システムに係る領収書は、 〇〇年〇〇
月〇〇日付け領収書(領収書番号・・)のとおりです。

当該領収書には、太陽光発電システムの機器費及び工事費を含んでいることを証明
いたします。

原領収書と関連付けするために、領収書年月日または領収書番号を明確にしてください。

領収書の日付以降の日付を記入
してください。

※この書類は、実際に支払った金額(領収書の金額)と
申請書の金額が違う場合や、領収書に但し書きができな
い場合に作成してください。

※コピーでは受付できません。原本をご用意ください。

領収書と同一の印鑑と
してください。

●年●月●日
〇〇株式会社 〇〇営業
営業所長 〇〇〇〇

(出力対比表(メーカーが発行していない場合の記入例))

※蓄電池、ビークル・トゥ・ホームシステムを申請する場合に必要

出力対比表 (メーカーが発行していない場合の作成例)

〇〇年〇月〇日
(/ 頁)

助成金申請者名	東京 太郎
手続き代行者名	株式会社〇×〇× 代表取締役 太陽 光
製造メーカー名	△〇△〇電機株式会社
太陽電池モジュール型式	RB175A-03
測定値(JIS)公称最大値(W)	1 7 5 . 0

製造番号の写し(バーコード)の添付欄

- * 梱包に同梱されている製造番号の写し(バーコード現物)をこちらに貼付してください。
- * 1枚に添付しきれない場合は、助成金申請者名、手続き代行者名を記入いただいた上で、別紙を使用していただいで構いません。
- * 製造番号写し(バーコード)を1枚に添付しきれない場合等は、別紙としてご使用ください。その場合は、別紙1枚ごとに、必ず申請者名を記載してください。
- * 製造番号の写し(バーコード)は、製造番号、測定出力の記載があるものがが必要です。
- * 何種類か型式が混在する場合は、型式別に用紙を変えて添付してください。



◎ 助成金を申請する
全てのモジュールのバーコードを
貼付してください。

* メーカー又はメーカー系販売会社が作成する以外は、梱包に同梱されている製造番号の写し(バーコード)を添付願います。

(クレジット契約により購入した場合の領収書作成例：販売店が発行したものに限りです。)

〇〇〇〇 (顧客) 御中

年 月 日

対象機器等に関する代金領収書

社印(角印)又は代表者印(丸印)のいずれかが押されていること。**※押印されたもののカラーコピーであること。**

東京都〇〇区〇〇
 〇〇蓄電池販売株式会社 〇〇営業所
 営業所長 〇〇 〇〇 印

次の顧客の対象機器等(蓄電池システム・ビークル・トゥ・ホームシステム・家庭用燃料電池(エネファーム)・太陽熱利用システム)の設置に関し、下記内容で代金を受領いたしました。なお、本書は顧客のクレジット返済金の受領を証するものではありません。

また、受領した代金に相当する対象機器等の所有権を、契約書等に関わらず、次の顧客に移転したことを確認しました。

顧客	氏名	
	住所	
	設置場所	

購入品目	購入品目	メーカー名	型式(※1)	製造番号(※1)	領収金額(※2)

(※1) 家庭用燃料電池(エネファーム)については、燃料電池ユニット及び貯湯ユニット、太陽熱利用システムについては、集熱器及び蓄熱槽、それぞれの型式、製造番号を明記してください。

(※2) 蓄電池システム、ビークル・トゥ・ホームシステム、家庭用燃料電池(エネファーム)については、機器費(機器本体額:税抜)、太陽熱利用システムについては機器費と工事費を合算した額(税抜)の内訳が明確にわかるものとしてください。

受領代金	費目	金額	入金(受領)日
	現金	金 円	年 月 日
	クレジット (クレジット会社名:)	金 円	年 月 日
	その他()	金 円	年 月 日
	合計	金 円	

(保証書の提出が困難な場合に販売元が公社理事長宛に提出するものの作成例：販売店が発行したものに限りません。)

公益財団法人 東京都環境公社 理事長 殿
(東京都地球温暖化防止活動推進センター)

助成対象機器が新品かつ未使用品であることの証明書

第1号様式、家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業助成金交付申請書(兼設置完了報告書)(個人用)を提出するにあたり、弊社が下記の申請者に販売した助成対象機器が新品かつ未使用品であることを証明いたします。

また、助成対象機器が新品かつ未使用品であることの根拠等の要請があった場合は、速やかに応じます。

記

- 1 申請者名 東京 花子
- 2 設置場所住所 東京都千代田区千代田〇丁目〇番〇号
- 3 領収書番号 ABC2468-DEF

以 上

領収書と同一の印鑑と
してください。

年 月 日

領収証明会社名

⑨

5.1 申請書の送付先

■ 申請書の送付先

〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1 新宿NSビル 10階
東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー助成金 担当 宛

<申請様式のダウンロードページ>

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/download/>

- * 申請様式は日本工業規格 A4 の用紙に片面印刷をお願いします
- * インターネットをご利用いただけない場合は、公社(クール・ネット東京)の受付窓口(新宿NSビル 10階)にて、助成金交付申請書(兼設置完了報告書)の用紙をお渡しすることも可能です。手書きしていただく場合は、黒色又は青色のボールペンで丁寧に記入をして下さい。鉛筆等ボールペン以外で記入したもの、消すことができるインクのペンで記入したもの、及び黒色又は青色以外のペンで記入したものについては、受付できません。
- * 受付窓口にて対応できる体制には限りがございます。大量の申請が見込まれますので、申請書の提出は、原則郵送をお願いいたします。
- * FAXや電子メールによる申請書類の送付は受け付けておりません。
- * 原則として、申請書類の到着に関するお問い合わせに個別に回答することは出来かねますので、到着の確認を希望される場合は、郵送の際に到着まで追跡可能な方法でご提出頂き、ご自身で申請書類の到着の確認をお願いいたします。
- * 同時に複数件申請する場合は、一通にまとめて郵送いただいても構いませんが、必ず内封筒やクリアファイル等で、1 申請ごとに書類を分けて入れて下さい。その際は、申請数と申請者名が分かる一覧を添付して下さい。
- * 封筒の表に、「**高度化利用助成金 必要書類在中**」と赤字で記入してください。

(封筒記入例)

<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">切手</div> <p style="text-align: center; color: red; font-weight: bold;">「高度化利用助成金・必要書類在中」</p>	<p>163-0810</p> <p>新宿区西新宿2-4-1 新宿NSビル10階</p> <p>東京都地球温暖化防止活動推進センター スマートエネルギー助成金担当 宛</p>	<p>〒000-0001</p> <p>〇〇市〇〇〇 ×丁目×番×号</p> <p>送付者 氏名</p>
--	---	--

(参考) 関連ホームページのご案内

1. 実施要綱・助成金交付要綱・本手引き等の規定類について

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/>

2. 申請書類様式のダウンロードについて

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/download/>

3. よくある質問 (Q & A) について

<https://www.tokyo-co2down.jp/individual/subsidy/kodo-riyoka/>

4. 東京都環境局の地球環境・環境エネルギー政策について

<http://www.kankyo.metro.tokyo.jp/climate/index.html>

東京都
家庭におけるエネルギー利用の高度化促進事業

助成金申請の手引き

□発行・編集 平成 31 (2019) 年 4 月
公益財団法人東京都環境公社
東京都地球温暖化防止活動推進センター
(愛称:クール・ネット東京)
〒163-0810 東京都新宿区西新宿 2-4-1
新宿 NS ビル 10 階
電話 03 (5990) 5086